

右の組合の構成によつて労働條件は改善され、労働争議は幾分緩和されるが、労資の對立はなほ完全には除かれぬ。此處に他の組合の生れる動機がある。即ち總労働組合によつて結ばれた組織の影響を受けて、労働組合及びカルテル自體の中に、更に組合的團體が結成される。これを企業家側に付いて見れば、原料購入組合、信用組合、貯蓄組合、販賣組合、生産組合等の結成によつて、經濟活動の發展と、組合内部の共同的幸福を増進し、恐慌緩和の效力を發揮する。

労働者側にあつては、共同的平均労働、共同見習制度、専門教育制度の組合的管理、共済組合、購買組合、消費組合、等々の如き組合を初め、その他労働者をして積極的に營利事業の利益に均霑せしめる等の組合をも結成する。

以上の如く構成された組合は必然的に一種の國家的機能を行ふ。

第一に殆んど總ての企業上の紛争は身分階級内部に於て解決され、組合の協定、裁停等の諸制度が、云はゞ司法的任務を行ふ。

第二に國家の行政及び税制に關しては下級身分階級が専門會議を組織し、止むを得ず中央政府の管轄に屬するもの以外の行政事項が委任される。勿論これらの行政事務は根本的には強力な中央政府の監視と主權との下に置かれ、身分階級自體は決して國家内の一國家を構成するものではない。其の他にも教育、保健事業の如きは總て身分階級に於て管轄さるべき問題である。

かゝる身分階級的制度の下に於ては、労働者階級は最早孤立せる階級に非ずして、有機的に全體の一部を構成するが故に、労資の對立は著しく緩和される。即ち労働者は各種の組合を通じて全經濟に關與し、且つ企業家の地位に上る機會まで與へられるのである。殊に小企業にあつては、前に述べた原料購買組合の如き職業組合的組織によりて企業家の地位に上ることが容易である。尤も大企業に於ては専門的知識の必要等の理由から比較的困難である。勿論これらの企業にありても企業家は依然として指導者としての地位を失ふことなく、其の財産の私有、相続等は認められるが、他面に於て公共の利益を尊重する身分階級制度の

本来の要求から、著しい制限が加へられる。

次に身分階級の國家に對する關係を見るに、國家の本來的任務として残されるところは、最早政治的文化的領域のみであつて、經濟的事項は殆んど全部各身分階級の内部に於て、飽くまでも「平等者間の平等」の原則によつて支配される。

これに反して中央政權は多數決に非ずして、最善者の支配するところであり、隨つて身分階級國家には最早今日の意義に於ける政黨は存在せず、存在するものは専ら専門的團體のみである。何となれば利害の對立は大部分身分階級内部で解決されるが故である。

最後に身分階級國家にあつては、經濟的指導者は同時に政治的指導者であつて、各身分階級、下級の組合聯合等の代表者は總て、他の身分階級及び國家に對して、所屬團體の政治的利益をも代表する。

しかしながら他方に於て政治的身分階級の權限は、右の經濟的身分階級によつて少しも制限されるものではなく、たゞ最初から國家的任務の範圍が制限されるに過ぎない。かくて政

治的事業は最早、大衆の意志、大衆の支配によることなく、既に組織された團體によつて權威ある専門的知識を以て審議されるが故に、民主主義的議會制度に於けるが如く、デマゴギーや修辭を弄する餘地がなくなると共に、今一つの利益は、指導者が、無知な無節操な大衆の選擇によることなく、各團體の責任ある指導者によつて選ばれることである。

政治的身分階級に付いては、シュバンは極めて簡單にしか論及してゐない。

其の第一の特徴は國家的事業の大部分が經濟的身分階級に移されるが故に、其の數が甚だ少いことである。身分階級國家にあつては經濟の指導者が同時に政治の指導者でもあり、組合、其の下級團體其の他の身分階級的團體の指導者は總て、外部に對して其の政治的利益をも代表する。かくして民主主義の弊害は除かれる。シュバンは云ふ「自由な民主主義的無政府主義的騷擾の餘地が無くなり、大衆の代りに、知るべき必要ある一切の事に通曉せる公共的團體が對立するところでは、最早宣傳術や辭禮の巧みな人は容れられないのみならず、専門的事業に付いては、あらゆる關係者が權威ある連帶を構成し、自信を以て行はれるのであ

る。かくして中世紀がギリシャやローマに比し、スバルタがアテンに比して、遙かに政治的騷擾の少なかつたことがわかる。¹⁵⁾

其の他の點は要するに經濟的身分階級の國家に對する關係に於ける所論の反復に過ぎない。

以上がシュバンの身分階級國家に關する要旨である。かくの如くシュバンに觀念されてゐる身分階級は、實際に於ては中世紀的な身分の要素を失ひ、究極に於てそれは經濟的連帶による職業的組合であり、其の身分階級國家は要するにイタリアに於て實現されてゐる組合國家に外ならない。

さてシュバンの此の身分階級國家思想がナチスによつてどの點まで踏襲されてゐるかの問題に到達した。

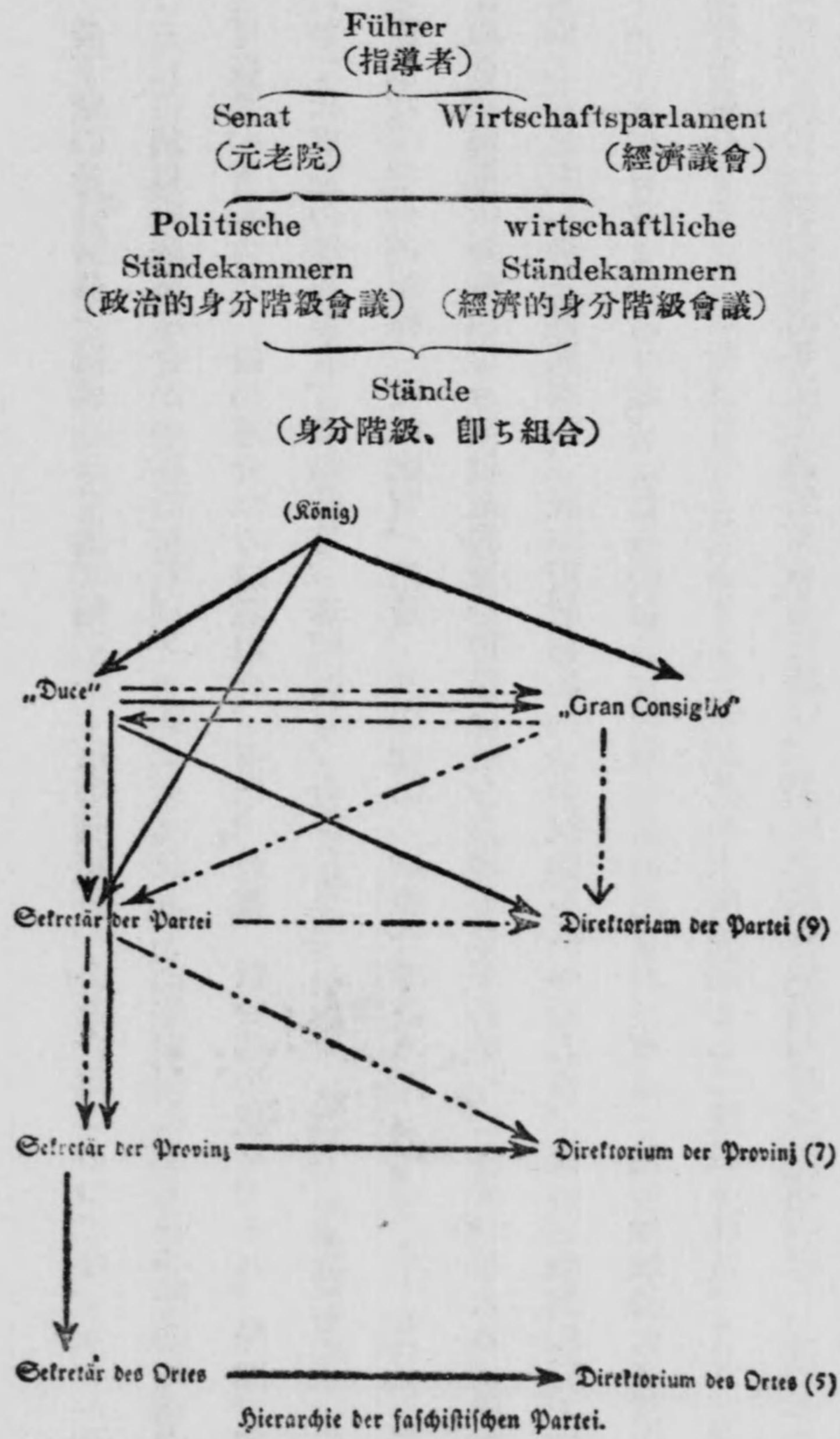
先づ其の組織を見やう。此の問題に對し遺憾ながらナチスの文獻には纏まつたものがないが、散見せられる個々の所説を綜合すれば、大要左の如くである。

最下級の身分階級の構成には労働者側に於ては労働組合、企業者側にあつてはカルテル及びそれに類似の職業組合が中心になる。ブッフナーは云ふ「企業家側に於て身分階級的團體と見做すべきものは、縦の連合たる職業組合、信用、貯蓄、販賣等の組合であり、労働者側に於ては普通の労働教育、普通教育、専門教育、會計(疾病、災難、老年、失業費用等)等の諸制度の組合的組織、及び購買、消費、其の他の一般組合である。¹⁶⁾」ヒットラーも自ら「労働組合は將來の經濟議會乃至職業的身分階級會議の基礎として必要」だと云つてゐる。即ち原則としてあらゆる經濟部門、職業階級毎に一つの組織を具へてゐる。故にこの點に於てはシュバンの所説と一致する。これらの組合は地域的に結成され、更に一定の地域毎に各種の團體を綜合せる身分階級議會(Ständekammer)が其の上級機關として設置される。これは其の地域内の一切の經濟事項を統制すると同時に、更に上級の經濟的身分階級議會(Ständeausschuss)の一構成分子となる。ヒットラーの謂ふ中央經濟議會(zentrales Wirtschaftsparlament)がこれに當る、此の外に専ら政治的事項に關しては政治的身分階級會議が置かれ、經濟

16) Buchner; Grundriss, S. 35.

15) Spann; a. a. O., S. 288.

的身分階級會議との間を調和せしめる爲に此の兩者の上には元老院^{セナート}を置く。故に右の結果を綜合すれば左の如き段階になるであらう。参考の爲にイタリア組合國家形態と比較しやう。¹⁷⁾



17) Walter Heinrich; Der Faschismus, S. 32.

次にこれらの機關の機能であるが、其の組織に於ては上述の如くシュバンから汲むこと甚だ多きを思はせるにも拘らず、機能に於てはなほ多少の隔りを見逃すことは出来ない。シュバンによれば、身分階級國家にありては政治經濟一切が分散的に統制されることが必然であつた。しかるにナチスにあつては、其の強權主義から、前節に述べた如く、國家は多元的であつてはならない。一切は中央政權の政令に基かねばならない。勿論綱領第二十五條は、各支分國に創設された政治的身分階級會議と經濟的身分階級會議とに、一定範圍内の行政權を委任すべきことを規定してゐるが、其の範圍は極めて狭く、主として經濟的問題、殊に勞資間の調停の如き事項に限られて居り、加ふるに決議權がなく、諮問機關たるに止まる。ヒッラーは云ふ「民族國家は最初から其の代表團體を政治的身分階級會議と職業的身分代表會議とに分ち、此の兩者の協力を有效ならしめる爲に其の上に卓越せる元老院を置く。此の兩會議及び元老院は實行機關であるが決議機關ではない。各議員は發言權を有するも決議權は與へられない。¹⁸⁾

18) Hitler; a. a. O., S. 502.

これから推す時は、其の上級機關たる中央經濟議會も同様と見做さねばならない。勿論これらの機關は綱領に規定せる如く、今日の地方議會、聯邦議會に代るべき一部の機能を委任されると共に、他面には地域代表の缺點を職業代表によつて補ふことが可能であらうが、最終の決定權は留保されてゐる。

寧ろナチスに取りては、身分階級國家制度の機能は職業的身分階級會議の手を通じて、勞資の對立を緩和せんとすることとし、經濟の統制を行はんとする點にあるものゝやうである。ヒットラーはかく云つてゐる。

「經濟會議は國民經濟の繁榮と、經濟を阻害する弊害、缺陷の除去とに對する義務を課せられる。今日數百萬の人々によつて行はれつゝある鬭争は、身分階級會議と中央經濟會議とによつて解決される。かくして企業家と労働者とは最早賃銀鬭争を行ひ、兩者の經濟的地位を損ふことなく、これらの問題は、其の上に立ち國民全體と國家との福祉を最大任務とする機關によつて解決される¹⁹⁾と。

19) Hitler; a. a. O., S. 677.

第二節 政治形態

個人主義、自由主義への反動として起つたナチスは、國家の政治形態に於ても、民主主義に對して貴族主義、議會制度に對して指導者の思想を對立せしめる。

ヒットラーによれば、國家の權威は議會に於ける討論に基礎を置くべきではなく、爲政者の誤らざる行爲に對する一般の信頼に基かねばならない。更に此の信頼は政府の正義と公平、並に一般の道德觀との一致に對する不動の確信の結果である。統治制度は決して權力による壓迫によつて永久に維持されるものではなく、國民の利益を代表し、促進しつゝあるとの信仰によつてのみ維持されるのである。しかるに民主主義の上に立つ議會制度は、國家の重要事項を無責任な多數によつて専恣に決定し、實際には何ら國民全體の利益を代表しない。議會制度の下にあつては「政府は事實上議會の同意を得ざれば一投足も下し得ず、隨つて最終的決定權は常に政府に非ずして、議會に存在するが故に、政府は何物に對しても究極の責任

を取らない。それは常に多数の意志の執行者に過ぎない。……故に其の最大の任務は多数の意志に合致し得るか、自ら多数を獲得するかにある。それに成功すれば、なほ暫時は謂ゆる統治を行ふことが出来るし、それに失敗すれば交迭せねばならない。其の政見の當否の如きは此處では何ら問題にならない。かくて一切の責任は回避される²⁰⁾。

これは政府側の缺點であるが、議會側に於ては次の如き弊害を免れることが出来ない。

「職業や手腕によつて選ばれた國民代表者の内部關係は、分裂的な、往々にして極めて困難な形勢を示す。何となればこれらの國民の選良は、其の知識、道德に於ても選良だとは云ひ難いからである。平凡な選舉民の投票から多数の優秀な政治家の出現は望まれない。一般に普通選舉から天才を産み出さんとする程、愚かな考へはあるまい。第一に國民の中に眞の政治家が多数、同時に現はれる場合は極めて稀れであり、第二に大衆は特異な天才に對して本能的憎惡を向けるからである。選舉によつて偉大な人格が選ばれる前に、大衆は既に其の途を誤つてゐるのである。……しかもこれらの國民代表は其の分を超えて、國民の重要問題を

20) Hitler; a. a. O., S. 95.

議し、政府を組成し、且つ此の政府の百般の重要事項に干渉し、かくて事實上の政策実行者となる。……よしこれらの國民代表が優秀な人物のみから成り立つとしても、其の同意を経べき事項が如何に多く、如何に廣汎な範圍に亘るものであるかを思へば、局部的な知識と經驗しかない人々の集合の投票權によつて、究極の運命を左右される政府が、如何に不適當なものであるかゞわかる。……加ふるに討議さるべき問題は、國民生活の一切の領域に亘るが、此の制度が不變であつても、其の問題を批判し、決定する代議士は不斷に交替するが故に、常に専門的知識を缺いだ者によつて決定されることになる。……かゝる議會の國民代表が責任感を抱いてゐるかの如く考へることは不當である。蓋し責任を負ひ得る者は獨り個人のみであつて、議會の饒舌家の團體ではないからである²¹⁾。

此處に於てかナチスは反議會主義の旗色を鮮明にするのであるが、それにも拘らず、現に活潑な議會鬭争を行ひつゝある事實は矛盾ではないかとの疑問に對して、ナチスはかく考へる。「此の運動が議會制度に参加しつゝある事實さへも、此の制度に含まれる人類最大の墮落

21) Hitler; a. a. O., S. 96 ff.

原因を認め、此の制度を破壊し、除去することに其の活動の唯一の意義を置くが故である。²²⁾ 次いでナチスは、彼等の没頭せる國民社會主義運動が一つの世界觀であつて、政黨運動に非ざることを主張しつゝ、議會制度の基礎としての政黨の存在をも排斥する。即ち「政黨は妥協性を有するが、世界觀はさうではない。政黨は當然其の反對派の存在を豫想するが、世界觀は其の絶對性を主張する」と云ひ、鞏固な精神力を缺ぐ政黨の存在を否定してゐる。

シュペングラールと共に、ナチスに取つては謂ゆる民主主義は元來西歐思想であつて、結局「マルクシズムの先驅となり、個人の權威を否定し、自然の貴族主義を破壊する」²³⁾ものであり、「これに對立するものが、其の行爲に對して一切の責任を負ふべき指導者の自由な選出による眞のゲルマン的民主主義である。此處では各個の問題は多數決によらずして、一個人の獻身的努力によつて決定される」²⁴⁾と。

シュペングラールも云ふ「我々の過去、我々の種族、我々の状態に照らしてみても、我々は君主主義的民族であり、要するに我々が信頼と全力とを獻げ得る政府に（假令その支配が君

22) Hitler; a. a. O., S. 507.

23) Hitler; a. a. O., S. 85.

24) Hitler; a. a. O. S., 98.

主によつて行はれやうが、或は宰相によつて行はれやうと）、結び付けられてゐることは、丁度イギリス人が其の社會の基礎に於ては王制を採れるにも拘らず、ノルマン貴族の獨裁此の方、生れながらの共和主義者であるのと同様である。²⁵⁾」のみならずシュペングラールは一般の風潮としても民主主義的議會制度が既に行詰つたことを指摘してゐる。

「議會主義の時代は既に去つたことは覆ふべからざる事實である。今や其の無用な形骸のみが我々の重荷になつてゐる。十九世紀は人格的支配の二時期の間に、偶然的な誤れる多數決支配によつて演ぜられた中間劇である。諸強國に於ては、批判力に富む人々は沈黙してゐても其の經驗によつて裁きの來りつゝあることを知つてゐる。時代の尖端に立つ者は、恰も一七三〇年には專制主義者であり、一八三〇年には民主主義者たらざるを得なかつたと同じく、一九三〇年の今日では最早民主主義者たることを得ないのである。イタリヤは此の發展方向に既に移り、プロシヤ人以上にプロシヤ化し、しかも何ら悔いてゐない。フランスに於ては議會が軍隊の支持による獨裁に代るべきことは時の問題である。イギリスでは勞働黨政府の

25) Spengler; Neubau des deutschen Reiches, S. 21.

悲喜劇は議會主義的好意を労働黨から根こそぎに奪はしめ、將來は専らゼネラル・ストライキによる議會外の運動に退却せしめ、保守黨をして下院の傳統に従ひ、一首領の無制限な支配に移行せしめるであらう。その古き實例はフランス革命が正にイギリスに波及せんとした時に一般の支持を得たピットの獨裁である。²⁶⁾

「今や名譽と騎士道、內的氣高さ、謙讓と義務との高い調子に基く何らかの解決を要求する。今や都會文明の唯理主義によつて押しやられたものゝ形式的力が、奥底に於て目覺める時代が到來した。王朝時代のあらゆる傳統、あらゆる貴族的なものが將來に向つて復興しつゝある。²⁷⁾」

これらの主張の必然的結果として、ナチスの貴族主義と指導者との思想が生れる。

「民主主義的大衆思想の否定の下に、最も優秀な國民、即ち最高の人間に此の土地を與へんと努力する世界觀は、此の國民の内部に於ても亦、論理的必然の結果として、等しく貴族主義的原則に従ひ、最良の人物に指導を委ね、其の國民に最大の影響を與へしめねばならない。

26) Spengler; ebenda.

27) Spengler; Der Staat, S. 178.

……此の故に我々の運動は多數決の思想に非ずして、人格の思想に根柢を置く。發見したり、組織したり、思惟したりするのは、大衆に非ずして、個人、即ち人格である。

人間の共同團體は此の個人の創造力を出来るだけ完全に、有效に全體に役立たしめる時に、最も優れた組織を具へたものといふことが出来る。物質界にあつても、精神界にあつても、最も價値ある發見は個人によつて爲される。それ故に此の個人を全體の爲に利用することが、國民全體の第一の、最高の任務である。實際、組織自體が此の原則の現はれでなければならぬ。かくして初めてそれは先づ機械主義の禍ひから解放され、躍動せるものになるのである。それはそれ自體に於て、大衆の上に首腦者を置き、此の大衆と共に首腦者をも支配する爲の努力の發現でなければならぬ。……人類に最大の影響を及ぼし、其の活動を促すことは全體の利益である。確かに此の利益を満足するのは、思考力も活動力も乏しい、幸福な大衆の支配に非ずして、専ら天賦の才能を具へた者の指導によるのである。……思想界に於ても藝術界に於ても、或ひは經濟界にあつてさへ、此の首腦者の選擇は、絶対に完全でないに

しても行はれてゐる。國家の行政、國民の國防組織に現はれた國力も亦、此の思想によつて支配される。其處では常に、下に向つては個人の思想と權威とが、上に向つては其の上位の人に對する責任が重視される。しかるに獨り現代政治生活に於ては、漸次此の最も自然な原則が輕視されつゝある。一切の人間文化は個人の創造的活動の所産なるにも拘らず、全國民共同團體に於て、多數決の原則が行はれ、徐々に全生活を毒し始めた。：：しかし國民的世界觀は人種の價値を認めるのみならず、個人の意義をも認め、且つそれを全構造の基礎たらしめる。：：かくして國民的國家は全部の、殊に最高の政治を多數決の議會主義的原則から解放し、其の代りに個人の權利を發揮せしめねばならない。

このことから次の認識に達する。即ち最善の國家組織及び國家形態は、最も自然的に國民共同團體の最も優秀な首腦者に指導的地位を與へ、且つこれを尊重するが如き國家である。²⁸⁾ ナチスの此の思想が如何にシュパンの思想に影響されてゐるかは、彼の次の言葉を見ればわかる。

28) Hitler; a. a. O., S. 493 ff.

「國家なる組織は本質的な精神的全體の表現であつて、偶然の意志や、多數其の他の偶然、又は專恣によつて決定されたものゝ表現ではない。：：支配關係の原則は普遍主義的に見れば、全體を構成する精神的なものゝ所産であり、隨つて究極には價値の原則である。投票によるべきではなく、又支配は多數に非ずして、最良のものに任されねばならない。價値ある者、善なるものが、絶対に組織の形態と支配意志の構成とに對する唯一の決定的原則である。：：しかるに民主主義は眞實なるものを決定せんとするが、それは不可能なるのみならず冒瀆である。といふのは多數は常に動搖せるものであつて、多數が決定することは、換言すれば下級のものが上級のものを支配することである。故にこれを繰返せば、民主主義は我々の生活組織（國家）の機械化であり、此の基礎から、投票、即ち多數の支配によつて、價値の原則を除去せんとするものである。

民主主義は上述の第一の根本的缺陷に加ふるに、第二の缺陷を含んでゐる。即ちそれは投票するところの眞の意志、即ち多數個人の意志、謂ゆる國民の意志が實在するとの假定であ

る。……しかるに實狀はこれに反する。人々は投票を爲すが、其の對象については何らの見解も、判断も、意志も具へてゐない。政治的意志としての國民の意志は、それが意志として發表される前に、先づ指導者によつて構成されねばならない。……さて政治組織が其の性質上指導者と被指導者との綜合から成るものであり、被統治者（大衆）の政治的意志は、先づ指導者自身によつて構成されるべきものとすれば、其の必然の結果として、大衆は政治的には無力であると断定せねばならない。²⁹⁾故に最良の國家形態は、最も優秀な者の支配によつて齎らされたものだ」と結論してゐる。

更に同様な見解はシュペンゲラーにも見出される。「一民族は良き支配を受ける権利を持つてゐる。しかるに大衆としての民族は自ら良き統治を爲す爲の経験と識見とを缺ぐが故に、統治に當るのは個人であり、隨つて此の個人を正しい選擇によつて發見せねばならない。このことがあらゆる良く治まれる國家の祕密である」と。³⁰⁾

以上によつてナチスの貴族主義と指導者との思想を見た。故に其の當然の結果としてナチ

29) Spann; Der wahre Staat, S. 109 ff.

30) Spengler; Neubau des deutschen Reiches, S. 23.

スの國家に於て要求される政治形態は、民主主義的議會制度の代りに、貴族主義的獨裁制を以てせんとするものなることは明らかである。

さて此處に新たに起る問題は、此の獨裁制は必然的に君主制を豫想するものであるか、或ひは共和制たるに止まるかといふことである。此處にもヒットラーの言葉を引用しやう。「此の運動の究極の使命は、一定の國家形態の恢復や、他の國家形態との闘争に存するのではなく、共和制であれ、君主制であれ、國家を永遠の存在たらしめる爲に缺ぐべからざる根本的基礎の創造にある。其の使命は君主國、又は共和國の樹立に非ずして、ゲルマン的國家の創造にある。

故に此の國家の外的形態、即ち其の主権の存在の問題は、根本的な問題ではなくして、單に實際の目的に合致するや否やの問題の一條件たるに過ぎない。³¹⁾

よつてナチスの獨裁制にあつては、重心は強力な民族國家の建設にあつて、必らずしも帝制の復活を企圖するものではない。のみならずフェーダーが「君主制國家思想は殆ど亡んだ。

31) Hitler; a. a. O., S. 380.

我々は歴史の流れを逆にし、死滅した君主制に新たな息吹を與へんとするものではない」と云ひ、更に「君主制國家形態は必ずしも國民の幸福に對する保證をそれ自體の中に含むものではない」と云ふ、これらの言葉を見れば、寧ろ君主制を否定するものゝやうである。

次にドイツ國家形態の上に極めて重要な問題は、將來も依然として聯邦制を存続せしめるか、或ひは完全に中央集權的に統一するかの問題である。

ヒットラーによれば、舊ドイツは内部に對しては自由を與へ、外部に對して強力政策を採つたが、今や共和國ドイツは反對に外部に對して軟弱であり、國內に於て人民を壓迫してゐる。しかし眞に有力な國民主義國家は其の人民の無限の祖國愛と信頼とによつて、法規は出来るだけ少くし、最大限度の自由を與へることを理想とする。と同時にヒットラーは此の個人並に支分國の自由は、強力な國家の中央集權と抵觸するものではないと云つてゐる。「其の國民の利益を外國に向つて最も確實に保證する強力な國民主義國家は、内部に向つても國家の基礎を動搖せしめることなしに自由を與へることが出来る。しかしながら他面に於て、各個

人乃至各支分國の自由に對する強力な國民主義的政府の大なる干涉も、各個人によつてかゝる政策が結局其の民族強化の手段に外ならないことを承認されるならば、此の自由の國家思想を些も阻害しない。」と。

のみならずドイツ聯邦の統一を從來妨げたものは主として、例へば偏狹なプロシヤ主義の「東エルベ思想」の如き傳統的氣持であつたが、革命はかゝる傳統の最も顯著な體現たる王制を顛覆せしめ、其の障礙を一掃してドイツ統一の機運を促した。事實上も戰敗國ドイツに課せられた莫大な財政的負擔は、從來各支分國に與へられた財政權は勿論、遞信、鐵道の管理權を失はしめた。故にドイツに聯邦制度を存続せしむべき何分の理由もないと云ふのがヒットラーの主張である。

「確かに世界各國は擧つて一定の統一組織に動向しつゝある。ドイツもまた此の點に於て例外を爲すものではない。現實には何物も残つてゐない支分國の『國家主權』を主張せんとすることは無意味である。交通、警察の方面に於ても支分國の意味は漸次失はれつゝある。近

代の交通、技術の發達は距離を短縮した。昔の支分國は今日の州に等しく、昔の國家は今日の大陸にも等しい。ドイツの如き國を統一的に統治することの技術的困難は、二百年前のブランデンブルグ州の支配程困難ではない。ミュンヘンからベルリンまでの距離は二百年前のミュンヘンからシユタルンベルグまでよりも近い。今日のドイツ全領土は當時の交通技術に比すれば、ナポレオン戦争時代の中獨聯邦よりも小である。此の事實から眼を覆ふ者は時代遅れである。かくの如き人は過去にもあつたし、將來も絶えないだらう。しかも彼等は歴史の車軸を逆に廻すことも出来なければ、それを止めることさへ出来ない。³³⁾

「我々に取つては、國家それ自體が形式に過ぎず、本質的なものは其の内容、即ち國民、民族であるが故に、主權の問題は最も重要であることは云ふ迄もない。殊に我々は一國民と、其の國民を代表する國家との内部に強力な主權を有する國家の存在を認めることは出来ない。³⁴⁾」

「將來支分國の意味は一般政治的領域に於ては最早存在しない。私はたゞそれを種族的方面乃至は文化的領域に於てのみ認めんとする。³⁵⁾」

33) Hitler; a. a. O., S. 461 f.

34) Hitler; ebenda.

35) Hitler; ebenda.

かくてナチスは一切の政治的領域に互り、強力な中央集權を實行し、單に教育、宗教等の如き文化的事業のみを支分國に委任せんとしてゐる。

第四節 外交政策

國民社會主義運動の主要な眼目の一は、ドイツの國際的地位の向上にある。このことは前に述べたナチスの國民主義的主張の當然の結果であるが、其の運動の今日までの経過を見ても、如何に強力な外交政策に重心を置き、しかも同時に此の主張がドイツ國民の支持を得たかが明瞭である。即ち既述の如くナチスは戦敗直後の國家存亡の時に生れ、一九二三年の佛白軍ルール占領、一九三〇年のヤング案決定の際の如く國論の最も沸騰せる時に特に活潑な運動を起し、其の勢力は殆んど賠償問題の紛糾に平行して膨脹して來た。

此の故に七萬五千平方キロメートルの領土と、約六、七百萬の人口とをドイツから奪つたヴェルサイユ條約は、最初からナチスの到底容認し難いところであるのみならず、却つて其

の國民主義の主張は獨逸の統一は勿論、ポーランド、チェック・スロヴァキヤ、エルザスロートリンゲン、その他一切のドイツ民族を一國に統一せんとする大ドイツ主義を主張してゐる。此の主張はナチスの綱領の冒頭に於て掲げられてゐる。

ヒットラーは云ふ「ナチスが未だ微々たる小團體であつた時から、外交問題は多數支持者に重大な影響を與へた。このことは我々の運動が、外部的自由は天によつて恵まれたものでもなく、地上の權力から繼承せるものでもなく、一に内部的力の結果であることを確信せるが故である。我が國民の没落の原因の除去と、其の妨害者の驅逐とのみが、對外自由鬭争の前提たり得るのである。……」

戦前にはドイツ民族發展上の關心は、獨立強國としての既存の實力を獲ることであつたが、現在にあつてはそれは、我が民族の將來に對する發展の意味に於ける外交政策遂行の前提としての、自由な強國復活である。

換言すれば、今日のドイツ外交政策の目的は、明日の自由の恢復の前提でなければならな

い。

同時に次の根本原則を忘れてはならない。即ち一民族が更生する時には、絶対に一定に限られた領土に満足せずして、全民族の精神的共同團體、並に將來の自由戦争の準備としての國家及び民族の間に多少とも餘裕を残さねばならないと云ふことである。……

更に考ふべき問題は、一民族及び一國家の喪失せる領土の回復の問題は第一に祖國の政治的權力と獨立との恢復の問題たると共に、かゝる領土の利害は直ちに本國の自由回復に多大の關係があると云ふことである。……同時に喪失せる領土の回復の前提は残りの領土を刺戟し、強化して怯懦な心を發奮せしめ、其の結果新たな力が他日全民族の解放と統一との爲に湧き出るからである。それ故に此の分割された領土を祖國に回復することは、戰勝敵國の意志矯正の前提たらしめるに足る力を得ることである。蓋し被壓迫國は強力な劍を以てせざれば、其の國內で抗議を擧げたのでは何らの効果をも得ることは出來ない。

此の劍を鍛へることは一民族の内政上の問題であるが、其の鍛練事業に保證を與へ、軍事

上の同盟を得ることは外交政策上の問題である。³⁶⁾

以上の如くナチスの外交政策は、舊領土の回復を第一の眼目とするが、進んで將來の民族發展上の土地の獲得をも企圖するものであつて、徹頭徹尾それは舊ドイツの軍國主義的膨脹政策に墮してゐる。

此の強力政策遂行の爲に、ナチスは英佛二國に同盟を求めて、三國同盟を結ばんとしてゐる。ヒットラーによればフランスはドイツに取つて、永久に不倶戴天の仇敵であつて、「フランスの統治権が何人の手に移るとも、それがブルボン家であらうと、ジャコバン黨であらうと、ナポレオン黨であらうと、或ひはブルジョア民主主義、カトリック共和黨、赤色ボルシエヴィズムであらうと、彼等の外交政策の究極の目的は、常にライン河を國境とし、且つそれをフランスの保障たらしめんとする點に於て一致³⁷⁾してゐる。

「イギリスは世界的覇權としてのドイツを憎むのであるが、フランスはドイツなる名の國を憎悪するのである。如何に甚だしい相違だらう！ しかも現在我々は世界制覇の爲に闘つて

36) Hitler; a. a. O., S. 686 ff.

37) Hitler; a. a. O. S. 699.

ゐるのでなくて、祖國の存立、民族の統一、國民の食糧品獲得の爲に闘つてゐるのである。此の見地からヨーロッパに於て同盟國を求めるとすれば、イギリスとイタリアを除いて外にはない。³⁸⁾」其の理由に付いてヒットラーの擧げるところを要約すれば大體左の如くである。

フランスは無制限な軍備の擴張と、他面では經濟力の振興とによつて、歐洲大陸に覇權を樹てんとしてゐるが、此の事實は英伊兩國の利害と鋭く對立する。隨つて今日に於ては英伊兩國の最も自然的利害は、ドイツ存在の前提條件と對立しないのみならず、ある程度まで一致すると云ふにある。

此の同盟の結果としてナチスの外交政策の目的は二つの方向に向けられてゐる。一はそれによつてフランスに牽制を加へることであり、他は東境に於て其の領土を擴大せんとすることである。

第一の點に關してヒットラーはかく云ふ。「英伊への接近は決してそれ自體戰爭の危險を意味するものではない。たゞ此の同盟に於て考へられる一強國、即ちフランスのみは此の場

38) Hitler; ebenda.

合例外である。……何となれば此の同盟の意義は、ドイツが突如敵の侵入を蒙ることなく、却つて敵方の同盟を破壊し、我が國の甚だしい禍の原因たりし協商を自然に消滅せしめ、我が民族の敵フランスを孤立せしめることにある。³⁹⁾

第二の東方政策は強力な民族國家建設の見地から、より熱心に主張される。即ち「民族國家の外交政策は、其の國家に統一されたる種族をして此の地球上に於て安住の地を獲得せしめ、一方では其の民族の數と増加、他方では土地の大きさと質との間に適當にして、生活可能な自然的關係を作ることとを目的とする」と云ひ、更に「土地は人口と調和せしめねばならない⁴¹⁾」と云ふことが、極めて熾烈な要求となつて現はれてゐる。しかるにヒットラーによれば、一九一四年以前の領土の回復のみを以てしては、ドイツ民族國家の全人口の扶養の上にも、國防上にも不完全であつて、更に其の過剰人口の移住地を求めねばならない。しかるにナチスに取つては總て國家の領土なるものは不可侵なものではない。「ドイツの國境が嘗ての政治的鬭争の結果たる、偶然的、若しくは暫定的境界であると同じく、他の諸民族の國境

39) Hitler; a. a. O., S. 755.

40) Hitler; a. a. O., S. 728.

41) Hitler; a. a. O., S. 735.

もさうである。此の地球上の地勢は無思慮な者に取つては不變のものと考へられてゐるが、自然の偉大な力によつて常に變化せる暫定的現象たると同じく、民族生活に於ても、生活範圍の境界は不動のものではない。

國境は人間によつて作られ、人間によつて變更される。

一民族による一定の土地獲得の事實は、其の領土の永久的承認の義務を課するものではない。⁴²⁾

かくてヒットラーは民族膨脹の結果たる過剰人口移住地の獲得は自然に與へられた權利だと主張する。

「我々はヨーロッパの南方及び西方に對するゲルマン進軍を止め、眼を東方に向けやう。今や我々は戦前の植民政策及び商業政策を捨て、將來の爲の土地政策に移らねばならない。而してヨーロッパに於て、新領土を獲得するには、第一にロシア及び、それに隸屬せる邊境諸國の外にはない。⁴³⁾」しかもロシアは今や少數ユダヤ人の支配下に歸して、民族國家としての

42) Hitler; a. a. O., S. 740.

43) Hitler; a. a. O., S. 742.

ロシアは亡んだのみならず、革命前のロシアが強大なる地位を維持し得たのは、極めて多くのゲルマン的要素に負つてゐる。それ故にドイツは此の廣大な土地に殖民する権利があると云ふのがナチスの東方政策の骨子である。

以上によつてナチス外交政策の眼目を説いた。前に一言した如くナチスの強硬外交の主張は、其の運動を著しく特徴付けるものゝ一つであるが、それだけに又尠なからざる無理と矛盾とを含んでゐることは否定し難い事實である。

第一にヴェルサイユ條約の廢棄の主張の如きは多大の障礙を伴ふ。勿論その一部の改訂は可能であらう。例へば賠償問題の如きはナチスの主張によりて尠なからず動かされて來た。本年一月に於けるブリュニンゲ内閣の賠償不拂の聲明、六月ローザンヌ會議の結果による賠償總額三十億マルクへの減額の如きは、云ふまでもなくバーゼル委員會の報告等によつて明らかになされたドイツ經濟財政の客觀的情勢によるものであるが、一面にはブリュニンゲ、バーベン等をして強硬な態度に出でしめたことは、ナチスによつて喚起された輿論の背

景に負ふものだと云へやう。しかしながら地域の變更、海外殖民地の回復の如きは、平和的手段を以てしては容易に解決さるべき問題ではない。

第二に中歐の統一を如何にして可能ならしめるか？ 歴史的に見れば獨逸の統一を困難ならしめた最大の障礙はハプスブルグ家の存在であつた。しかるに今や此の障礙は除かれ、此の二國は民族的にも、政治經濟的にも、又文化的にも統一さるべき多くの理由を持つてゐる。にも拘らず、兩國合併の結果は、單に人口の上から見ても七千萬を超え、佛伊兩國のほゞ合計に當り、フランスを始め其の他の謂ゆる追隨諸國 *Nachfolgestaten* に脅威を感ぜしめざるを得ない。現代の客觀的狀勢を以てしては政治的同盟さへも不可能だと云はなければならぬ。

より可能性多きは關稅同盟による經濟的連帶である。事實此の問題は中歐に於て屢々考へられた思想であり、ナチス側に於ても、ウィルヘルム・リンクの如きは次のやうに云つてゐる。

「關稅同盟案の意味に於ける中歐聯盟は、ドイツに取つて自由への途を意味するものである⁴⁴⁾と。」

しかし此の故にこそ却つてフランス其の他の反對を蒙らざるを得ない。一九三一年三月の獨逸關稅同盟案は嚴に經濟的方面のみに限られてゐた。其の第一條に云ふ。

「兩國の獨立の關稅の維持と、兩國の第三國に對する義務の尊重との下に、本條約は地方的協約により歐洲經濟關係に於ける新秩序の確立を期す。」

しかも此の種の同盟案すらもチェック・スロヴァキヤの攻撃を受け、フランスの反對するところとなつたことは周知の通りである。とは云へ此の案が獨逸兩國の經濟的急迫に伴つて再燃すべきことは想像するに難くない。と同時に本年三月フランスのタルジューによつて提案された如きダニエーヴ聯盟案、イタリヤを中心とする同盟案、乃至はバルチック沿岸諸國の經濟的ブロック案、等々と互ひに利益關係の對立があり、其の實現も亦、多大の困難を伴ふことは必然である。

44) Wilhelm Link; Deutsche Aussenhandelspolitik Nationalsozialistisches Denken und Wirtschaft, S. 89.

次に考ふべきはナチスが中歐の統一を語る時に、ハンガリー、チェッコ・スロヴァキヤ等の邊境諸國をも包含するか否かの問題である。若し包含するとせば、それはナチスの民族主義的主張に反する。含まずとせば、獨逸のみの統一はこれら諸國に危殆を感じしめざるを得ない。

最後に其の三國同盟案及び東方政策の主張に至りては餘りにも帝國主義的であると評せざるを得ない。

第五章 ナチスの經濟政策理論

第一節 ナチスの經濟原則

ナチスは經濟に於ても個人主義的自由主義經濟理論、社會主義經濟理論と異る、新たなる經濟理論を立てんとするのであるが、未だそれを一つの理論體系として把握することは出来ない。にも拘らず我々は此の混亂せる理論の中に、他に見られない情熱と倫理的要素の多分に盛られた主張との一貫せることを認める。

ハインリッヒ・リンクは云ふ。ナチスに加へられる共通の非難は其の經濟綱領が「混亂を極めてゐる」と云ふことである。此の非難によつて反對者は國民社會主義を無力化し、「失はれた息子」を取り戻すことが出来るとの果敢ない希望を抱いてゐる。かくの如く國民社會主

義に對する非難の重點が、經濟政策の方面に置かれてゐることは、其の經濟的要求が彼等には特に理解し難く、實現不可能と信じられてゐるが故である。

從來國民社會主義が蒙つたかゝる非難は、却つて型に嵌つた批判力しか有せず、國民社會主義の經濟的要求の基礎を理解し得ず、しかも皮相な觀察から「混迷してゐる」と考へる輩にこそ加へらるべきものである。しかし他面に於て此の無理解は當然である。蓋し國民社會主義は經濟現象の究極の原因にまで遡つて、これを究め、從來の經濟觀を以てしては到底理解し難い、全く新らしい經濟機構の根拠を創造するものだからである。

然らばナチスは從來の經濟觀の缺陷を何處に見るか？ リンクは續けて云ふ。從來の經濟思想の破綻は其の經濟制度の破綻の上に最も明白に現はれてゐる。而して此の破綻の眞の原因は其の經濟方法たる資本主義にあるのではなく、其の經濟秩序たる個人主義にある。此の經濟的個人主義が、やがて破綻するに至つたのは、それが啓蒙自由主義に立つてゐる爲である。啓蒙主義の特徴は精神の解放、理性の絶對の信仰である。理性は全生活の公分母を爲すと

考へられた。常に有機的全體を合理的單一化せんとする傾向を有する此の理性の偶像化によつて、生活關係と生活領域との全體は相互に獨立無關係な單一に分解された。個人が一切の生活關係の基本的單位となつた。其の發展を可能ならしめる爲に、個人に絶對的自由の特權を與へた。かくて自由主義は全體的生活構成の獨斷の原則に對する抗議として生れた。個人の解放は當然あらゆる生活領域、就中一切の生活關係の利己的決定の主張に現はれた。而して此の自由主義的個人主義が其の本來的傾向を最も著しく發揮したのは經濟に於てであつた。經濟人としての個人は自己の行爲が如何なる民族的、國民的、社會的影響を與へるかに顧慮なく、あらゆる手段を利用した。絶對自由の惡魔に身を委ねた個人は必然的に個人的利益の中に、彼の經濟的行動の決定原因を見た。かくて極端な利己心が個人主義的自由主義經濟制度の經濟原則になつたのである。一切のものに對して自己の行爲を正當付けんとする人間の自然的傾向から、個人は此の經濟の利己的態度を道德的に理由付けんとした。個人が道德心を失はない間は、個人主義的自由主義經濟制度に包藏された弊害は充分に現はれないが、

經濟人としての個人が國民的社會的義務を忘却すれば、それは極めて明瞭に現はれて来る。かゝる場合には個人的利益の前には最早國民的社會的な利益、感情、それら一切は無に等しく、慘酷に冷然と私益の祭壇に犠牲として捧げられるからである。かゝる制度に都市プロレタリアートの發生、労働者階級の貧窮化の原因がある。しかしながら、かゝる傾向こそは個人主義的自由主義經濟制度の最も明らかな特徴であるが、同時にそれは背後に隠れたユダヤ的要素の出現によつて始めて現はれる。個人主義的自由主義的資本主義は其の構造に於ても其の傾向に於ても純粹に經濟的であつて、何ら倫理的、社會的、國民的連帶を認めない。しかるに純粹に經濟的なもの、彼岸にある連帶の承認は、各個人の責任感によるのであつて、經濟思想からは生じない。此の故に個人主義的自由主義經濟制度にあつては、全民族、國民の運命は、其の經濟的優越の故に運命決定權を有する個人の私益獲得の努力によつて支配される。ユダヤ人たるラテナウが「經濟は國民の運命である」と云つた此の短い言葉の中に、經濟を第一義的なものならしめんとする個人主義經濟の眞髓が最も明瞭に現はれてる

る。個人主義的自由主義經濟制度は純粹的範疇によつて決定されたものであつて、一切の經濟道徳(Wirtschaftsethos)を缺いてゐたのである。¹⁾

以上の如くナチスは反資本主義と云ふも、資本主義的制度そのものに反對するのではなくして、資本主義思想に於ける倫理的要素の欠缺を指定し、新しいイデオロギーを其の中に注ぎ込むことによつて従來の經濟組織の弊害を除去せんとするのである。此の新らしいイデオロギーとは何か？ 第一にそれは共同精神の注入である。

リンクは云ふ。國民の一切の生活關係上無條件に經濟に絶對的優位を保證する此の經濟思想に對して、國民社會主義は新しい思想を以て對抗する。有機的思想がこれである。即ち民族と國民との有機的全體性の高調である。此の有機的思想は國家に體現された一定の有機的組織に於ける一切の生活關係の有機的關聯を要求する。わけてもこのことは經濟に妥當するるのであつて、經濟は最早其の優位の地位から追ひ落されねばならない。此の新らしい有機的經濟思想の最高の表現はナチス經濟觀の絶對命令たる、公益は私益に優先す、と云

1) Heinrich Link; Wirtschaftsethos und Wirtschaftsordnung, S. 149 ff., Nationalsozialistis des Denken und Wirtschaft.

ふ言葉に見出される。此の言葉が國民社會主義の經濟的要求の根本原則であり、これによつてのみ國民社會主義の經濟觀は理解されるのである。此の原則の無條件な妥當を主張する爲には更に進んで其の倫理的內容に注意を向けねばならない。倫理的要素なるものは従來の經濟思想からは全く別の領域に屬するものであつて、此の點に於て國民社會主義的經濟觀と、個人主義的自由主義經濟觀とが最も鋭く對立するのである。個人主義的自由主義經濟制度にあつては私益の顧慮なき追求が經濟思想と經濟行爲との指導原理であり、其の結果國民的社會的利益は僅かに、經濟人の偶然的な倫理的責任感によつて緩和されてゐたに反して、國民社會主義的經濟制度は公益を以て經濟行爲と經濟思想との主要原理とし、國民と國家との福祉が第一に考へられる。經濟は民族と國民と全體の利益の爲にのみ其の機能を發揮せねばならないと云ふ此の新らしい經濟觀によつて初めて經濟は正しい意味を與へられる。此の絶對命令たる私益に對する公益の優先は、労働者であれ企業家であれ、あらゆる經濟活動を爲すものに適用され、服従を要求する。國民社會主義國家は法規によつてもある程度

まで此の原則の承認と實現とを強制することが可能であらう。しかしかゝる法規無き所に於ても一切の生活關係に此の要求を貫き得ないならば、國民社會主義制度も亦、死滅せりと云はなければならぬ。此の倫理的主張の故に國民社會主義の經濟綱領が「混迷せり」と云はれるのである。しかしながら此の「私益に對する公益の優先」といふ此の經濟觀の根本原則から初めて、國民社會主義の他の經濟的要求たる利子奴隸制の廢止、需要充足經濟等も總て理解されるのである。：：此の土臺石の上に建てられた國民社會主義的經濟組織の建築が、砂上に建てられた個人主義的自由主義經濟制度の壯麗な建築に比すれば、現在のところでは外觀上見すばらしく貧弱に見えるかも知れない。しかしながら國民社會主義は先づ土臺の据付けから着手する。²⁾

かくの如くナチスは「私益に對する公益の優先」を以て最高の經濟原則とし、一切の經濟的要求は此處から出發する。此の故に綱領第十條に於ては「個人の活動は全體の利益に衝突すべからざる」ことを規定し、第十一條に於ては「不勞所得の廢棄」を要求してゐる。即ち

2) Link; a. a. O., S. 153.

ナチスにあつては個人は共同、國民全體に對する義務を負ひ、共同の利益の爲に働き全體の利益を害してはならない。此處に於ては經濟活動の重心は最早最大の利益獲得に非ずして、全體の爲にする「奉仕」に置かれねばならない。ヒットラーは云ふ「自我を共同の利益の爲に没却する信念こそはあらゆる眞の人類文化の第一の前提である。此の基礎から一切の人間の大事業が生れる。：：其處から初めて數多の人々が乏しい生活に甘んじつゝ全體の存在の爲に努力しつゝあることが理解されるのである。」³⁾ 隨つてナチスにあつては經濟の目的は最大の利益獲得に非ずして、國民の需要を最も圓滿に滿し、國民全體の幸福を増進せしめることである。個人主義的營利活動の代りに、生産者と消費者、企業家と労働者との有機的關聯による共同經濟が要求される。このことはしかしながら決して個人の創意を阻害するものではない。

ナチスは政治に於て民主主義的思想を排して貴族主義的原則を採つたが、經濟に於ても個人の創意を承認する結果經濟上の指導者の活動を尊重し、延いて私有財産制を原則的に承認

3) Hitler; a. a. O., S. 326.

する。此處にロイプケの言葉を引用しやう。

國民社會主義的經濟制度の下に於ては、勞働者は最早プロレタリア的な卑屈な階級感を有するものではなくて、彼等も亦國民全體に奉仕することの自覺を見出すと共に、生産者も亦絶對的優位を主張し得るものではなく、彼等の中にも劣等な者を認める。：：個人の價値の尊重はナチスの特色とするところであるが、それは經濟的領域に於ても要求される。優秀な經濟活動家であるならば、彼が工場主であらうが、使用人であらうが等しく尊重されるのである。：：我々ドイツ人は今二つの兩極端に立つ思想に直面してゐる。一方には工業發達期に於けるが如き企業家偏重の思想から、貪慾な企業家の個人的利益の追求を専ら擁護せんとする主張があり、他方ではマルクシスト一派は企業家の機能を全然否定せんとしてゐる。現代に於ては此の見解は何れも不當である。これに反して國民社會主義の支持し、要求するのは企業を利己的動機から行ふことなく、新らしい經濟制度に合致せる、新らしい型の企業家である。指導者としての企業家は將來に於ても經濟の不可缺の要素であり、「生産力の喚起

者」である。國民社會主義は此目的から私有財産制と個人の創意とを認め、個人に經營上に於ける廣い活動範圍を與へる。⁴⁾

しかしながら此の點に於てナチスは自由主義經濟と統制經濟とのチレンマに陥つてゐるといふのが、ナチスの經濟理論に加へられる第二の非難である。例へば最近のフランクフルター・ツァイツング紙はかう云つてゐる。「國民社會主義は現在の失業對策問題に付いて、反對者と論争を交へると同時に、ミュンヘンに於て内部的に失業救済の中心問題に付いて研究した。シュトラッサー、フェーダー、ラヴァツェック其の他は問題の解決を經濟統制手段に求めんとする。其の手段に付いては勿論區々である。例へばフェーダーは『經濟に對する國家の最大の監視』を主張しつゝ、しかも『個人の能力』を認めんとする。しかしながら此の議論は事實上自由主義の武器に隠れんとするものたることは彼自身の言葉が暴露してゐる。更にフェーダーは個人的能力を容認するのみならず、個人的危險負擔の必要ある所では國家は干渉すべからざることさへも主張する。⁵⁾」

4) Reupke; a. a. O., S. 48 f.

5) Frankfurter Zeitung; 18, September, 1932.

右の所説の如くナチスは果して自由主義經濟と統制經濟との間を彷徨してゐるであらうか。其の回答はロイプケの次の言葉に見出される。

「國民社會主義的經濟制度は資本主義的特徴も社會主義的特徴も具へてゐるが、其の兩者何れにも加へらるべきではない。國民社會主義は集産主義的經濟方法も、個人主義的經濟方法も信じない。其の唯一の規準を爲すものは全體としてドイツ國民とドイツ經濟との繁榮である。⁶⁾」

「國民社會主義内部に於ける革進的青年はやゝもすれば國家社會主義乃至國家資本主義の思想に陥り勝ちである。しかしながら此の言葉の意味は劃一的でない。若し國家社會主義が國家的干渉の形態で行はれることを意味するならば、國民社會主義も亦國家社會主義と同じである。しかしながらそれが中央集權的に、官僚的に指導され、生産手段の私有と個人の創意との否定による統一的計畫經濟を意味するものとすれば、それは本質に於てのみならず、其の程度に於てもボルシェヴィズム的な共產主義と選ぶ所がなくなる。

6) Reupke; a. a. O., S. 20.

然らば國民社會主義の主張する經濟への國家的干渉の規準は何處にあるか？…それは劃一的原則によることなく、フリードリッヒ・リストの謂ふ如く、現存の生産力、就中經濟活動家の個人的能力を無駄なく完全に活用すべく細心の注意を加へ、現代の國民經濟的要求に最もよく合致する經濟方法を採用する點にある。

これに對する外部的形態と素地とはドイツには夙に多分に存在する。イタリアではファッシズムが多大の努力を要して爲したところのものが、寧ろドイツに於ては常に存在する。即ちドイツ人及びドイツ的精神はローマ人よりも遙かに統制に慣れてゐる。ドイツ經濟にあつては企業家側に於ても労働者側に於ても、職業代表及び利益代表の制度が隨所に實施されてゐるのである。たゞこれらの團體、即ちカルテル、労働組合、其の他各種の組合にたつた一つ缺けてゐることは責任の主張と一方的利益の抑制とである。⁷⁾」

これを要するにナチスは生産手段の私有を否定し、あらゆる生産を集産的に行はんとする謂ゆる社會主義的意味に於ては統制經濟ではない。しかしながらナチスは資本主義的經濟制

7) Reupke; a. a. O., S. 41 f.

度そのものゝ大部分の存続を許し、殊に私有財産制と個人の創意とを認めつゝ、一定の範圍内に於ける財産所有と個人の經濟活動とに制限を加へ、國民經濟を自由主義經濟の下に於けるが如き放恣な競争を排斥する點に於ては統制經濟の範疇に加へることが出來やう。このことは經濟の目的を最早個人の經濟的利潤追求に見ずして、國民全體の需要充足にありとし、「私益に對する公益の優先」を以て最高の經濟原則と爲す點からも容易に推知される。

何によつて統制が行はれるか。その大部分は身分階級乃至はイタリアの謂ゆる組合の手を通じて行はれることは前の身分階級國家の説明によつて明らかである。其の個々に互る問題に付いては逐次項を別つて叙述を進めやう。

第二節 金融及財政

第一項 金融資本

資本主義的經濟の目的は利潤の獲得にある。それ故に企業家は其の生産によつて出來るだ

け多くの利潤を求めんとするのであるが、生産上の利益は必ずしも企業家を利得しない。このことは云ふまでもなく企業家と資本家との分離の結果であつて、此の兩者の利益は必ずしも一致せざるのみならず、却つて反對の目的を追ふことすらあり得る。ヒルファデーリングも云へる如く、資本家に取つて問題になるのは利潤のみであつて、其の利潤が如何なる生産過程から生み出されたかは彼に取つて無關係であり、彼にあつては「資本は商品を作るものではなく、商品に於て利潤を作る」のである。

しかるにロイプケによれば、元來經濟の中心は生産にあるが故にかゝる現象は國民經濟の破壊を意味する。彼は云ふ。金融資本家の經濟的道德は根本的に企業家のそれと異なる。企業家は實際上の収益を得ずとも、自己の事業に對する根強い執着を感じる者なるが故に、必ずしも直ちにそれを放棄するとは斷じ難く、あらゆる努力を以て其の企業更生の機會を求めらる。それ故に彼は活動と進歩との源泉であり、常に經濟の有力な原動力であるに反して、金融資本家は極度に危険を恐れ、脆弱な企業に對しては冷淡で無慈悲なるが故に國民經濟上極

めて危険であると。⁸⁾

にも拘らず資本主義經濟の發達は金融資本の勢力を絶對に大ならしめ、あらゆる産業を其の支配下に置くに至らしめた。此の形勢に拍車をかけたものは近年の大資本集中化の傾向であるが、わけても大戰後のドイツ工業は莫大な復興資金の必要があり、しかも他面には極端なインフレーションは却つて資金の海外逃避を促すと共に、ゼームス・エンゼルも指摘せる如く、國民大衆の犠牲に於て獨り大資本家のみを利得せしめた。かくてドイツ産業界は高利の信用に依頼せざるを得なくなつた結果、完全に内外金融資本家の願使下に立つに至つたのである。⁹⁾「あらゆる職業階級を通じて國民は利子の筈に苦しみ、あらゆる國民は租税の重壓に悩みつゝある。しかも何人が此の銀行及び株式資本の全能に抵抗する勇氣を持つてゐるか？此の全能は他の一切の地上の經驗に反して、勞せずして利子、配當、地位によつて居ながらにして膨脹し、益々強力になりつゝある。」

ナチスの金融資本排撃は此の情勢の下に起つた。ナチスは獨占的金融資本の支配を一切の

8) Reupke; a. a. O., S. 51.

9) Feder; a. a. O., S. 17.

ドイツ國民經濟破壊の原因と見るのであるが、殊にそれは彼等の眼に、マルクシズムとの共同戦線による國際ユダヤ的金融資本の陰謀として映じた。

ヒットラーは云ふ「甚だしい經濟的衰頹の原因は個人的所有權が漸次失はれ、全經濟が徐に株式資本の手に歸したことである。かくて初めて事業は良心なき奸商の投機的目的となり、所有權の分離は無限に増大した。資本家は勝利の凱歌を擧げつゝ、巧みに、徐ろながらも確實に、國民生活を彼等の監視と統制との下に置いた。

ドイツ經濟の國際化は早くも戦前に株式の手段によつて始まりつゝあつた。勿論ドイツ工業の一部は斷乎として此の運命に逆つた。しかし結局それは貪慾な金融資本の共同的攻撃、殊に其の忠實な仲間たるマルクシズム運動の援助によつて打ち敗られ、其の犠牲となつた。

ドイツ『重工業』に對する久しい闘争は、マルクシズムの目的とするドイツ經濟國際化の現はれであつたが、遂にそれは革命に於けるマルクシズムの勝利によつて貫徹された。私がこれを書きつゝある間にドイツ國有鐵道に對してさへも總攻撃が開始されて、今やそれは國

實際的金融資本の手に落ちんとしつゝある。¹⁰⁾

ナチスに取つては此の「超國家的ユダヤ的金融資本」の桎梏から國家及び國民を解放することが、ドイツ經濟の更生を意味すると同時に、かゝる金融資本家の跳梁に任せることは其の最高の經濟原則たる「私益に對する公益の優先」に反する。それ故に此の「銀行資本及び株式資本の全能」並に其の結果たる「利子奴隸制」の打破が、あらゆる方面から見て最大の任務の一つになつたのである。綱領第十一條の「不勞所得の廢止」及び「利子奴隸制の打破」は此の目的から要求されてゐる。

ナチスは金融資本の獨裁的弊害匡救策として國家による強力な金融の統制を主張し、延いて利子の廢止に及ばんとしてゐる。故にナチスの金融統制案は金融機關に對する一般的統制と利子に對する統制とに分つて眺められる。

金融機關に如何なる統制を加へるかに付いて未だ具體的案は見られない。フェーダー綱領案第三條は金融政策の原則として左の四項を掲げ、大體の方向を指示してゐるのみである。

10) Hitler; a. a. O., S. 257.

一、國家及び國民の金融資本に對する利拂義務の免除。

二、ライヒスバンク及び發券銀行の國營。

三、一切の公營大規模事業（水力の利用、交通路の開発等）に對する資金調達の爲、無利子の國庫證券發行及び借入金の回避。

四、保證準備ある幣制の確立。

五、無利子貸付を目的とする公營建築産業銀行の創設。

右に於て直接金融機關に關係あるは、二、四、及び五であるが、五は一面には住宅難緩和を目的とし、他面には一種の貨幣を發行せんとするものであるから、これに關するフェーダーの見解は別の項に留保する。

而して二及び三に關しては、フェーダーは殆んど特殊な説明を加へてゐない。紙幣發行權が國家によつて統一さるべきことは云ふまでもない。たゞフェーダーはライヒスバンクが一部金融資本家の用具化することを恐れて、國家と中央銀行との一層密接な關聯によつて、紙

幣發行權に嚴重な統制を加へること、現在の保證準備制を國家の直接の管理によつてより確實にすること、を期待してゐるに過ぎない。

ルドルフ・ハインデルも亦、極く抽象的ながらライヒスバンクの紙幣發行權、並に保證準備制度について若干の見解を述べてゐる。簡單に綜合すれば次の通りである。

現在國家の手にある紙幣發行權を、將來もライヒスバンクに譲渡せずして、國家の手に留保することは無條件に合理的である。しかしながら國家は其の紙幣發行權を濫用して、豫算の收支均衡の目的に供してはならない。豫算は原則上紙幣發行によつて償はるべきではない。現今多大の注目を拂はれてゐるワグマン案でさへも、其の「永久公債」の當否が疑問視されてゐる。ブリューニング内閣及びライヒスバンクの紙幣を硬貨に代へんとする傾向の如きも、單にそれが八割の造幣費を節し、同時に夙に改革の必要を痛感され來つた通貨制度を現狀に止めんとするだけの理由を以て、早くも若干の危険がある。

現行法の下に於て許されたライヒスバンクの業務は、發券銀行としての問題と何ら抵觸す

るところはないが、たゞ第二十二條の「ライヒスバンクは一ボンドに對する一、三九二マルクの確定比率を以て、其の紙幣を現金と交換すべき義務を負ふ」との條項を廢止せねばならない。これによつてハインデルは金本位制の廢止を主張してゐる。

同様の立場から更に進んで彼は、フェーダーと反對に現行四割の保證準備制度に反對する。曰く、此の制度はドイツに於ては早晚無効になるであらう。何よりも必要なことは紙幣流通を保證準備の制限から解放することである。紙幣の流通が他の絶対に必要な原則によつて統制されるならば、通貨關係は混亂に陥ることはない¹¹⁾。

次に他の一般銀行の統制に關してはフェーダーは何事も云つてゐない。故に此處にはハインデルの見解を紹介するに止める。

彼によれば産業資本は一つの場所に固定的のものであり、隨つて確定的な任務を有するに反して、金融資本は流動的なものであり、此の本質を全然奪ふことは出來ない。しかしながらその活動範圍を従來よりも、より地方的に限り、それにある程度までの制限を加へること

11) Rudolf Heindel; Geldohne Gold, S. 130, Nationalsozialisches Denken und Wirtschaft.

は可能である。その爲には銀行が何よりも先づ身分階級原則に従ふことが必要である。其の結果將來の銀行は總て独自の機能を有することになる。工業地方にあつては經濟銀行、東ドイツ及び北ドイツ地方では農業及び商業銀行、中部ドイツ地方では實業銀行を主として設けねばならない。各種銀行の親銀行をこれら銀行の散在せる中心地點に置く。銀行に集つた預金は先づ其の身分階級内部の經濟團體の資金需要者に貸與するが、過剰資金はライヒスバンクに預け、更にライヒスバンクはそれを資金不足の、他の身分階級所屬の銀行に貸付ける。全部の身分階級銀行に於て資金の不足を告げた時には、ライヒスバンクは各地方の狀況に應じた率によつて公平に配分し貸付ける。勿論此の銀行制度は株式制度と取引所制度の根本的改革を必要とする事は云ふまでもない。¹²⁾

要するにハイデルの銀行統制案は、組合國家と同じく銀行を段階的に分散的に統制せんとするものであつて、國家組織の改革と共に將來の銀行制度もかくあるべしと云ふことを豫想的に述べたに止まり、現状に於ける銀行統制の問題に少しも觸れてゐない。

12) Heindel; a. a. O., S. 125 f.

以上の如く、金融機關の側からする統制に關しては定説はなきものゝやうである。先にも述べた如くナチスの金融政策の重心は「利子奴隸制の打破」にある。故に次には出来るだけ重複を避けつゝ、今一度此の問題を取り上げやう。

第二項 利 子

ナチスが聲を大にする「利子奴隸制」とは何か？ フェーダーの言葉を引用しやう。「利子奴隸制とはあらゆるユダヤ人の絶對的金融支配下にある諸國民の狀態である。

利子奴隸制にあつては、農民は其の經營資金を得る爲に恐ろしく高利を支拂ふ結果、其の利子は彼の全收益を殆んど喰ひ盡し、しかも永久の負債となつて彼の肩にのしかゝるのである。利子奴隸制にあつては労働者は僅少の賃銀を以て、工業に於て生産事業に従事しつゝある反面、株主は勞せずして利子、配當等を利得する。

利子奴隸制にあつては、あらゆる實業に従事する中産階級は、原則として殆んど銀行信用

の利拂の爲にのみ働かねばならない状態にある。

利子奴隷制にあつては、あらゆる者は其の精神的乃至肉體的勞働によつて、口を糊するに反して、極く少數階級は勞せずして其の利子、銀行及び取引所の所得、金融取引等によつて莫大な利得を爲す。……

利子奴隷制にあつては、不撓不屈の勞働によつて其の經營に従事する工業家は、徐ろに其の事業を『株式化した』爲に、今や彼等は自由な決定權を失ひ、其の所得によつて『監査役や株主』の飽くなき利潤慾を満足せねばならない。

利子奴隷制にあつては、あらゆる國民は其の貨幣需要を『貸金』によつて満たさねばならない。

利子奴隷制にあつては、あらゆる國民はドース案の採用によつて爲した如く、金力、銀行家に、最高の内政的權限、即ち其の金融制度（金融支配權）、鐵道（交通支配權）、租稅及關稅に對する監視權を捧げる結果、ドイツは没落せねばならない。

利子奴隷制にあつては、あらゆる國民、政府は金力の前に叩頭せねばならない。

利子奴隷制にあつては、貨幣を最優位に立たしめる結果、今やあらゆる事業は『經濟の奴隷』であり、貨幣が『勞働の主人』であり、最も苛酷な暴君である。

利子奴隷制は『勞働と資本』、『金と血』、『搾取と創造力』との事實を正しく表現するものである。

利子奴隷制の打破は一切のもの、鋼鐵の心棒であり、單なる金融政策の問題を超えて、……あらゆる社會問題の解決を意味する。¹³⁾

「利子奴隷制とは國際的金融力に對する國家及び國民の利子附負債のことである。¹⁴⁾」

これを要するにナチスの謂ゆる利子奴隷制とは國民經濟に對する強大な金融資本の獨占的支配の謂に外ならない。而して、國民經濟をかくの如く國際金融資本の蹂躪に任せる至つた原因は一に利子の存在にあるが故に、利子を廢止しなければならぬと云ふのがナチスの主張である。

13) Feder; a. a. O. S. 19 f.

14) Feder; Der deutsche Staat auf nationaler und sozialer Grundlage, S. 81.

さてナチスは利子に對して如何なる對策を持つてゐるか？ ナチスのあらゆる金融政策に關する主張は例外なしに、此の「利子奴隷制の打破」を基礎とするものであり、前項銀行統制策も、後出貨幣問題も此の基礎を離れて考へられないが、直接に利子廢止に關する對策は左の如くである。

國內的

- 一、國家及び國民の大金融資本に對する利拂の免除
- 二、大公營事業の資金調達の爲にする無利子の國庫證券の發行
- 三、建築産業銀行の創設

對外的

利子付有價證券を無利子の銀行貸越に代へること。

一に關しては「利子奴隷制の打破」を言ひ代へたのみであつて、フェーダーも特殊な説明を加へてゐない。二に關する彼の説明は左の如くである。

「新たな價値の創造に基かずして、不用意に紙幣を發行することは結局インフレーションを意味する。しかしながら同時に新たに創造さるべき價値を基礎とする國庫證券の發行はインフレーションと目さるべきではない。

然るに今日大規模の事業は専ら借入金の方法を以て行はれてゐるが、此の方面にこそ國家の「紙幣發行權」を活用せしめねばならない。例へば水力發電所の建設は次の方法によつて何ら資金調達上の困難なしに行ふことが出来る。若しある地方團體に於て水力發電所を建設するとせば、此の地方團體に對して大藏大臣、隨つて國立銀行は銀行券を交付するが、此の紙幣に對する保證準備は建築中の發電所が當てられる。同時に當該地方團體は此の紙幣に對する保證を絶対に免れることが出来ない。工事完了と同時に電力は此の紙幣と引換へに供給され、隨つて數年後に右の紙幣は悉く國立銀行の手に復歸する。其の結果何らのインフレーションを惹起することなしに新規事業が起される。

しかるに現に國家的事業を起す際に實行されてゐる方法によれば、究極に於て國家は少

數金融資本家の資本を借入れることになり、其の結果永久に利子に縛られることになる。更に甚だしきは公債の發行による『追加購買力』の創造である。此の公債の發行は云ふまでもなく借金に對する擔保を意味し、一般國民の負擔の下に、新規事業を一部金融資本家をして壟斷せしめることになる。國民は高い電力使用料を支拂はねばならないのみならず、其の利拂は國民所得から徴收されるのである。¹⁵⁾...

右のフェーダーの説明は稍々冗漫であるが、要するに従來の例によれば、國家又は公共團體が比較的長く利用價值ある設備を爲すには、原則として現在の負擔にならざる公債により、其の利拂には償還は數年後の負擔になり、従つて國民の租税から賄はれるのであるが、フェーダーによれば右の「無利子の國庫證券」に強制通用力を與へることによつて材料購入費、勞働賃銀支拂等に當て、以て國民を負擔から免れしめんとするのである。しかしながら其の結果、一方には一般經濟界の状態によつて増減する紙幣と、他方には此の種の間歇的に發行される紙幣との二種の貨幣が流通することになり、經濟界に混亂を惹起しはしないかの

15) Feder; a. a. O., S. 39 ff.

疑問が生ずる(グレシャムの法則)。但しこれに關するナチスの文献はないやうである。

一九三一年二月四日の豫算委員會に於て、右の案がナチス側から具體的に提案された。それによれば次の通りである。

國家、支分國、地方團體は「將來利子付の負債」を爲さざると共に、「これらの公共團體が新たな價值(例へば水力發電所、學校、病院、住宅、道路、運河等)を創造せんとする際には、無利子の國庫證券の發行によつて賄はんとする」にあつた。

第三に「建築産業銀行」設立に關する案も亦、一九二四年五月の議會に提案された。故に此の案の内容を見ることによつて最も的確に其の主張を知ることが出來やう。其の要旨は左の通りであつた。

- 一、各支分國は住宅難緩和の目的を以て社會的な建築産業銀行設立の權利を與へられる。
- 二、此の銀行の組織並に機能は左の通りである。
 - 1、本銀行は法人である。

- 2、本銀行は住宅難緩和と、他の國民經濟上價值あるもの、建築との爲に、實價上の擔保ある建築銀行證券の發行、又は現金なき信用貸付を爲すことを以て任務とする。
- 3、本銀行に於て準備すべき最高額は政府の同意を要する。
- 4、此の證券の發行、又は信用の授與は、其の當時の總額が實物擔保による完全な保證ある場合に限る。建築其の他の収益による返済は一定期間、即ち最長五十年以内に限る。
- 5、其の資金として特に借家税 (Mietzinssteuer) の一部を銀行に交付する。
- 6、本銀行の發行證券は額面一、二、三、五、一〇、二〇、五〇、一〇〇マルクの八種とし、毎年最低二分を回收する。
- 7、銀行に提供された擔保の全部を以て、統一的擔保とし、以て發行證券には信用貸付の總額を保證する。
- 8、其の他の細則は別に定める。
- 9、本銀行證券の偽造は他の國家的支拂手段の偽造と同一の罰則に處せられる。

右によつて明らかな如く、此の案の本來の目的は建築資金の調達にあるが、寧ろ其の機能を見れば、二の場合の公營事業に對する無利子國庫證券發行と同一の効果を期待せるもの、如くである。況んや住宅のみならず「國民經濟上價值ある建築」に對して悉く此の謂ゆる建築證券を發行する時は、相當巨額の證券が常に市場に流通すべきは明らかであつて、金融市場に及ぼす影響は尠くないであらう。隨つて前の無利子國庫證券の發行と共に、此の案がそれ自體の中に何ら缺陷を含まず、有効に實行されるならば、それは確かに現代ドイツの資金難を緩和し、延いて利子低落の氣運を醸成するであらう。しかしながら此の案に對しても二に加へられたと同様に、他の一般通貨との關係をどうするか疑問が課せられてゐる。

次に此の二種の流通證券に對して共通に加へられる非難は、それが必然的にインフレーションを惹起するといふことである。これに對してフェーダーはかく答へてゐる。

「此の非難は不當である。インフレーションは附加的購買力が異常に無準備の貨幣によつて創造される場合にのみ起る現象であつて、少額の擔保超過の如きは勿論インフレーション的

作用を及ぼさない。……まして此の場合には最初から實價上の擔保を有し、何ら附加的購買力を創造するものではない。¹⁶⁾

此の場合問題の中心はインフレーションを如何に觀念するかと云ふことである。

從來インフレーションなる言葉が種々に定義されてゐることは、クルト・ジンガーも指摘せる通りである。彼は云ふ。「インフレーションとは一義的觀念に非ずして貨幣政策上の標語である。……その意義は不確定であり、其の用法は一定せず、其の性質には議論の餘地が多い。」

現代の文献に於てはインフレーションの意味を次の如く説く學者がある。インフレーションとは次の諸原因によつて惹起された物價の甚だしい騰貴である。即ち不換紙幣の増發、不換紙幣及び信用證券の増發、又は究極に於て一般的物價騰貴を惹起するが如き支拂手段としての本位貨幣の増加によるものである。此の場合には往々にして銀行信用の増加も亦含まれてゐる。……更に次の如く説く者もある。即ち究極に於て銀行信用の増加を促すが如き、確

16) Feder; a. a. O., S. 25.

定的公債や流動的借入に基く國家財政需要、國內支拂手段の増加を原因とする外國支拂手段の騰貴、又は支拂手段の増加に伴ふ物價騰貴による『需要供給の調和』に對する一般的障礙を意味すると。これらの觀念に共通なる根據は、貨幣數量と商品量との増減が相互に相關聯し、此の二つの量の増減が一致せざる結果として物價の變動が生ずると云ふことである。……諸種の學派に屬する諸學者の見解の中心は要するに、一方では嚴格な意味に於ても貨幣を増加せる場合にそれが必要度を超えれば、物價のインフレーション的騰貴を防止することは出来ないが、他方に於ては假令それが紙幣であらうとも、貨幣の増加が、商業手形の割引其他これに類似の信用事業を伴ひ、其の他の關係が常態を失せざる限りは、インフレーション的影響も事實上殆んど防止することが出来る。¹⁷⁾

此の見解によれば、支拂手段の増加は、紙幣又は銀行券であつても、その増加の背後にそれに相當する取引が行はれてゐれば、インフレーションの弊害を避けることが出来ると云ふのである。かく解する時は、あらゆる通貨の膨脹を悉くインフレーションと見做すことは出

17) Kurt Singer; Inflation, S. 444 f. Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Bd. 5.

來ない。先のフェーダーの主張も亦、恐らく此の見解によるものであらう。

最後に對外的には利子付有價證券を無利子の銀行貸越に代へんとする案は、クラッゲスの主張であるが、其の説明は甚だ簡單である。彼によれば其の結果ドイツに對する外國の投資が無くなるが、フェーダー案による流通證券の發行によりてドイツは何ら産業資金の缺乏に悩むことなく、却つて國際金融資本家を驅逐する効果が得られるといふにある。¹⁸⁾

以上がナチスの利子對策であるが、一面に於て此の利子廢止の主張は、フェーダーの次の言葉によつて幾分緩和されてゐる。

「貸金の返済と共に給付と反對給付との關係は消滅し、特別な辨濟要求の理由は最早、道德的にも經濟的にも失はれる。借金によつて借主が其の經濟的能力を著しく高め、其の收益を増大することが出來た結果、借主は貸手に對する返済金の外に、其の收益の一部を與へてもそれは公平とか、又は感謝の行爲と見做すべきである。」¹⁹⁾

此の言葉は利子の根據を倫理的立場から説かんとする點に於て特色を有するが、明らかに

18) Klagges; Nationalsozialistische Briefe, V., S. 25 ff.

19) Feder; Staat, S. 73.

信用はより多くの収益を可能ならしめるものたることを承認し、元金以上の返済金の存在を認められてゐる。

更に彼の「何人も貯金や質札、又は國債の二、三マルクの利子を以て利子奴隸制と考へる者はあるまい」と云ひ、「貯蓄は正しい理解の下に於ては貪慾な蓄積ではない」と云ふ²⁰⁾これらの言葉は、綱領第十八條の高利貸に對する處罰の規定と併せて、ナチスは利子の廢止と云ふも、それは過重な利子の負擔を斥け、且つ獨占的金融支配の弊を匡正することを主眼とするものであつて、急激な利子の全廢を主張するのではないものゝ如くである。

利下に關してはナチスは一九三〇年十月十三日の議會に左の提案を爲した。

利率は最高五分とし、其の中最低一分は元金償却に充當する。あらゆる貸金は最長五十年以内に償却すること。

右の利率を超える時は暴利として二ヶ月以上懲役に處する。

外資の投下には大藏大臣に届出を必要とし、これに違反する者は、此の額に相當する罰金

20) Feder; Programm, S. 14.

を科せられる。

爲替手形はそれに基く取引の證明ある場合にのみ限り割引を許す。(然らざる場合は一萬ラ
イヒスマルクの罰金を科する。)

定期取引及び空取引を禁止し、取引は總て現金取引でなければならない。株式賣買の禁止。
無記名證券は記名式とする(それが土地所有に關するものなる時は登記を要する)以上の四
項に互る提案の中で、ナチスの重點は勿論、結局に於て貸金利子を最高四分に制限せんとす
る第一項にあつた。しかし此の案は少數の差によつて葬り去られた。

人或ひは云ふ、ナチスの上の「利子奴隷制の打破」は徒らに大言壯語する其の一流のデマ
ゴギーの一つの現はれに過ぎないと。しかしながら我々は此の主張が國民大衆の犠牲に於て
大資本の獨占利益を齎らしたところの一九二一年乃至二三年のインフレーション時代に現は
れ、それに續く産業資本缺乏による高金利時代に益々熾烈な要求となつて動いて來た事實を
見れば、それが徒らに空粗な宣傳に非ずして、極めて切實な經濟的事情を反映せる要求たる

ことを認めざるを得ないのである。

シャハトも亦現在の高金利について一定の制限を加ふべきことを力説してゐる。彼は云ふ
「現代の如く資本が極度に缺乏せる非常時にあつては、利子の高低を金融市場の需給關係に
放置してはならない。勿論暴利取締規則があるにはあるがそれは別問題である。……」

今日我々が世界金融市場を見るならば、戰勝國及び中立國に於ては資金は低利に、しかも
容易に獲られるにも拘らず、ドイツ及び其の舊同盟國は資金の供給に對しては暴利を支拂は
ねばならないと云ふ悲しい事實に直面する。……私は金融關係に對して、急激に債權者又は
債務者を一方的に利するが如き統制を加ふべきではないと思ふ。しかしながら何らかの干渉
を加へ、時によつて個人的利益をも阻害せざると同時に、全體の福祉に資すべき統制方法は
あると信ずる。……我々は何人も害せざるのみか、却つて萬人を裨益するが如き一定の干渉
を利子に加へることによつて、最も急迫せる問題、殊に失業問題の如きをも、解決すること
が出来る。²¹⁾」

21) Hjalmar Schacht; Grundsätze deutscher Wirtschaftspolitik, S. 52 ff.

第三項 税 制

ドイツの租税負擔は、巨額の賠償金支拂に加ふるに、マルク安定政策が絡つて一九二四年乃至二五年以後急激に増大した。試みに戦前との比較を見れば左の通りである。²²⁾

	一九一三年	一九二五年	一九二八年
國家及公共團體費	七・一八	一四・四七	二一・五〇
社會保險費	一・〇五	二・七一	四・八五
總負擔額	八・二三	一七・一五	二六・三五
評價國民所得	四四・二五	五四・三〇	六九・〇〇
免稅所得部分	三六・〇二	三七・一二	四二・六五
租稅負擔(國民所得に對する割合)	一八・六%	三一・六%	三八・二%

これを見ても明らか如く國民の租税負擔は著しく増大したが、わけても顯著な現象は免稅所得部分が著しく減じたことである。即ちそれが大戦前には總國民所得の八割、一九二五

22) Hjalmar Schacht; Das Ende der Reparationen, S. 88 f.

年には七割、一九二八年六割と加速度に減じた。此の現象が一九二九年乃至三一年には更に甚だしくなつたことは想像するに難くない。

此處に於てかフェーダー綱領第三條第六項は「社會的國民經濟的原則に基く税制の根本的改正」を要求してゐる。

ナチスによれば「租税なき國家が國民社會主義國家の最高の理想」であり、又「新しい財政政策上の任務は、國民から出来るだけ多くの租税を徵收することに非ずして、反對にあらゆる負擔を除き、國民經濟の繁榮を計ることを可能ならしめるが如き國家の實現にある」と。²³⁾

此の理想からナチスは次の如き租税原則を立てる。

- 一、内國債の利拂の目的には課税せず。
- 二、租税の徵收は非生産的目的、即ち行政、司法、軍事、警察、保健、教育等に關する經費が、鐵道、郵便、電信、國有林、國有財産、電力供給等の國家企業の収益を以て満し

23) Feder; Der Staat, S. 151.

得ざる場合のみに認めらる。

三、特別の必要、又は特に緊急の場合、殊に戦争の必要を満すことを目的とする間接税及び直接税は嚴禁す。

四、直接税は各種の財産に累進的に課す。但し所得には廣汎なる免税點を置く。

五、官吏は原則として免税され、且つ子供手當の支給を受く。

六、間接税は差當り贅澤品、及び酒類、煙草等の如く保健上有害にして純粹な嗜好品のみに課す。

七、戦時利得及び革命利得は徴收す。

八、印紙税並に自由なる財産處分權を制限するが如き租税は、此の取引により一般の幸福が阻害されざる限り、これを避くるを原則とす。相続税、贈與税に關しても亦同じ。

右によつて明らかなる如く、ナチスは原則として租税を認めず、殊に間接税の賦課を極めて狭い範圍に限つてゐる。

今一つの著しい特徴は、ナチスが私有財産制を承認し、個人の創意を認めることによつて個人に廣汎な活動の餘地を與へんとする結果、必然的に所得及び財産を尊重し、所得には廣汎な免税點を置き、相続税を全く廢止せんとすることである。

戦時利得及び革命利得の徴收は、綱領第十三條に於ても、これらの致富を「國民に對する犯罪」と見做す結果から生ずる當然の要求である。

次に軍事費の財源を租税に求めることを否定してゐるが、然らば公債によらんとするか、或ひは官業收入によらんとするか？ 此の問題は大戦中ドイツが公債政策に偏倚した結果、戦後の經濟界に悪影響を残したとのヘルフェリッヒの蒙つた非難と對比して考究すべき問題であらう。

以上の如くナチスは可及的に租税の徴收を避けんとする結果、國家の財源を後に述べる獨占企業の國有を初め、各種の官業收入（鐵道、郵便、電信、電話等の國營、煙草、鹽、砂糖、隣寸等の專賣、電車、電力、ガス等の公營）²⁴⁾に期待せるものゝ如くである。先の租税原則の

24) Buchner; Grundriss; S. 31.

第二を見ても、可なり廣汎な國營事業及び國有財産を認めんとすることが觀取されるのである。

第三節 工業

ナチスに於ける企業家の概念、其の労働者に對する關係については既に述べ、労働問題に關しては後節に譲る。故に此處には其の企業統制及び利潤分配の問題のみに付いて叙述を進める。

屢々反復した如くナチスは私有財産制と個人の自由な活動とを認めるが、其の反面に於て普遍主義的立場から「私益に對する公益の優先」を以て最高の經濟原則とする結果、企業に於ても國民全體の幸福に背馳するが如きものに對しては一定の制限を加へる。

其の第一は綱領第十三條に於ける「既に社會化された一切の企業（トラスト）の國有化」である。此處に極めて無雜作に「社會化された事業」と云つてゐるが、其の謂は恐らく多數

従業員を使用し、恰も一社會を構成するかの如き一大集團化された大企業と解すべきであらう。即ちナチスの主張することは、集中化され獨占された企業は、他の中小企業を壓迫し社會全體の利益に背くものとして、寧ろこれを國營に移さんとするにある。フェーダーも亦其の綱領第十二項に於て「健全な國民經濟生活は大、中、小經營の適度な混合」によつて達せられることを主張し、更に次の如き説明を加へてゐる。

「大企業（コンツェルン、シンデケート及びトラスト）の國有化の要求も亦、資本主義制度に對する我々の一般的闘争から生ずる。シンデケートやトラストは究極に於ては産業界に於ける利益の獨占を企圖するものである。それは優秀にして廉價なる財貨を提供することに最大な努力を拂はずして、却つて消費者に對して專斷に商品の質量、價格を決定するのである。營利經濟に於ては自由な競争によつて經濟の進歩發展が達せられるのであるが、トラストは同種の新企業を買収し、其の競争を根絶する。かくて供給關係が『利益配當』によつて統制され、隨つて價格は謂ゆる『需要供給』の根本法則によつて決定されることなく、——株主

の專斷に任され——最早競争による價格の低下は望まれなくなる。²⁵⁾」

然るにナチスに取つては經濟の目的は、最大の利潤獲得に非ずして、圓滿なる國民全體の需要の充足である。此の故に「最早全體の利益に役立たずして専ら金融資本の利益追求の機關化」した獨占的大企業を國有化するのである。

企業集中は資本主義發展過程の必然的所産であり、如何なる力を以てしても阻止し難いものであるが、其の獨占的弊害を國家の手によつて防止すべき必要はリーフマンも指摘せるところである。

「かゝる大企業と企業合同との構成によつて巨大資本の支配が少數者の手に歸することは事實である。かくて此の少數者は彼等の支配を専ら其の個人的利益に利用するのみならず、其の投機や財政的處置によつて國民經濟に大なる動搖を與へる。かゝる場合には其の社會的影響は甚大である。しかしながらこれは經濟政策的手段を以てしては容易に解決し難い問題である。此處では國家内に於ける國家、即ち其の資本力によつて國家に重大な影響を及ぼすべ

25) Feder; Das Programm, S. 38

き組織を構成し、以て一般の利益に反して利用し、支配するに至るのである。此の場合に於ける最大の救助手段は國家的權力、即ち公共の手による大企業の監視である。²⁶⁾」

さて此の場合起る疑問はトラストの國有と云ふも、本來のトラストのみであるか、又はカルテルをも含むかと云ふことである。此の點に關するナチスの明確な見解は知るを得ないが、ドイツ企業界の實狀、並に大規模企業國有化の目的が獨占的弊害の除去にある點よりすれば、單にトラストのみならず、カルテル、コンツェルン等あらゆる獨占企業を包含するものと考へるべきであらう。即ちドイツに於てはトラストは漸く一九〇一年に現はれ、其の數も比較的尠いに反して、カルテルはドイツ固有の獨占企業形態として早くも前世紀の中葉以來漸次發達し來つたのである。殊に加里、石炭、製鐵、化學等、ドイツ重要諸工業、殊に總株式會社數の約三分の二はカルテル化されてゐる。今試みに數字的に見れば左の通りである。

(一九二三年)

鑛山業

五一

鐵、鋼鐵製品

二三四

第五章 ナチスの經濟政策理論

二六三

26) Robert Liefmann; Trusts, S. 319, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Bd. 8.

製鐵業	七三	電氣、光學器具	五六
金屬工業	一七	製材	四四
機械工業	一四七	皮革	四六
汽鐘製造業	四八	石炭、土砂	三〇
鐵道汽鐘車	一	製陶	一〇
航空機製作	八	ガラス	二〇
金屬商品製造	七八	被服	七一
化學	二〇	釀造及關係業	九七
石油脂肪	三六	砂糖	二四
紙	一〇七	食糧品	四九
紡績	二〇一	運送	四

更にドイツ政府は一九二五年半ばに於けるカルテル總數は約三、〇〇〇、其の内工業は約二千五百と發表してゐる。

しかしながら他面に於て右に擧げたカルテル全部の國有化を意味するものでもなからう。

何となればカルテル及びトラストを全部含むものとなれば、ドイツ工業の大半以上を國營に移す結果になるが、此のことは原則として企業を個人の自由な經營活動に委ねんとするナチスの原則に反する。故に極めて無雜作に「社會化された企業の國有化」と云はれてゐることは、要するに特に國民全體の利益に反するが如き大規模獨占企業を指すものと考へねばならない。

次に個人の經營に任された企業の統制を如何にするか、此の點も亦明瞭でない。しかしながら此の場合にあつてもナチスはこれら一般企業に對しても、無制限な競争に放任することなく、全體の需要充足の立場から見て、他の企業を壓迫せしめざると共に、差當り収益少き弱少企業をも保護するであらう。其の統制、監視を爲す機關として當該生産部門の職業階級會議の活動が豫想される。プロイチガムも亦、かゝる見解を取つてゐる。且つ彼によれば、此の場合の職業階級會議による制限は大體に於て次の二點である。

一、一切の獨占利益追求の制限

二、不當な競争の制限

其の結果各企業が其の製品の價格、生産量、販賣區域等を協定することによつて利益を獨占することを禁止すると同時に、ダンピング其の他の激甚な競争による價格の不當な低下をも防止するのである。²⁷⁾

大企業の利益獨占は、第二に綱領第十四の「利益参加」によつて制限される。しかしながら其の具體的方法は未だ解決されてゐない。試みにフェーダーの言葉を引用しやう。

「他人の勞働に基く利益分配への参加は、ナチスの嚴に排斥する不勞所得の問題に抵觸する。」

しかし自己の勞働の所産に對する利益参加の要求は社會正義の上から正に當然であつて、根本的に反對すべき何らの理由も存在しない。

此の問題の困難は第一に其の實行、即ち個人の現實に爲した勤勞や熟練に基く結果と、其の事業の創始者、利用者、商人、企業支配人、其の他の經營條件に基く結果との間の、利益

27) Harald Braeutigam; Wirtschaftssystem des Nationalsozialismus, S. 48.

分配に關する限界如何にある。……

私見を以てすれば、全國民生産に對する利益参加の要求を充すべき、比較的正當にして有效な方法は、現實に獲得された企業利益によつて、賃銀を現狀に止めつゝ、他方に於て物價を引下げることだと信ずる。

しかしながら國民社會主義國家に於ては、利益参加の問題は資本主義やマルクシズムの團體組織に於てするよりも、遙かに廣く此の問題を實現することが可能であらう。

一般には利益参加の要求は、其の内部的本質上資本主義的な利己心からか、或ひはマルクス主義的な羨望から出發してゐる。

國民社會主義の考へるが如き理想的意味に於てのみ、それは正當な要求たり得るのである。蓋し此の問題の解決には、大株主に利益を壟斷せしむることを専ら目的とする資本主義的な株式の觀念も、表面上『各人に對する均等』を主張しつゝ、個人の價値を認めず、全體の利益を害することによつて、實際には何物をも與へないマルクス主義的な羨望の觀念も共に

退けねばならないからである。この事實を次の實例によつて明らかにしやう。

例へば製靴工場に於て『利益参加の權利を與へられた』労働者が、假りに僅かばかりの株式や僅少の利益を分配され、或ひは數足の靴を原價で賣つて貰つたところで、彼等が他方は其の衣類や食糧品を買ふ場合に、これら商品製造家も亦、彼等の労働者に許した『利益分配』の損失を其の製品の價格によつて補はんとするならば、前記の労働者は何ら得る所はないであらう。

故に一切の國民をして全國民生産の利益に與らしめる最善の方法は物價引下げである。²⁸⁾

同じくブロイチガムもフェーダーの所説を布行して云ふ「國民需要に國民生産を最も適當に合致せしめる爲には、其の全生産を最大の利益追求の見地から行ふことなく、利益を最少にするのみならず、出來得べくんば、利益を期待してはならない。……それ故に利益参加の要求から、國民經濟上有害な資本主義的利益追求を支持したり、人爲的に獨占的生産制限や價格釣り上げによつて得られた利益を、偶然此の獨占的企業に従事せる労働者のみに分配するこ

28) Feder; Das Programm, S. 58. ff.

とは社會正義に反する。……かゝる獨占企業にあつては、寧ろ生産制限を止め、物價を引下げ、全國民をして此の利益に與らしめることによつてのみ、初めて正當な利益分配を行ふことが出来る。²⁹⁾

ロイプケも亦此の説に賛成して云ふ。剩餘價値は現代にあつては労働者から奪はれるのではなくて、搾られる者は消費大衆である。故に彼等一般をして繁榮せる事業の利益に拘泥せしめるには、かゝる企業に於ける物價の引下げによる外はない。³⁰⁾

以上がナチスの生産統制の要旨であるが、要するに一部獨占企業を國有化、ある程度の競争の制限、物價騰貴の防止の外は、大體に於て個人の自由な活動に任し、生産制限其の他の統制は行はざるかの如くである。

第四節 農業

ヒットラーは云ふ。工業偏重の結果は大都市プロレタリアートの數を増大すると共に、他

29) Braeutigam; a. a. O., S. 182 f.

30) Reupke; a. a. O., S. 31.

方では著しく農民階級の勢力を弱め、やがてはそれがドイツ經濟破綻の重大な原因を爲した³¹⁾。

農業がドイツ經濟の上に極めて重要な地位を占めてゐることは、單に農民數を見たゞけでも明白である。即ち一九二五年六月の國勢調査の結果によれば總人口六三・一八〇・六四九名に對して、農業者數は一四・三三八・五四九名にのぼつてゐる。

殊にナチスの見解によれば、國民經濟の最も健全な状態は完全に自由自足の行はれてゐることである。ゾムバルトの如きも國民經濟の進むべき途は自給自足にあるが、其の爲には現在總人口の三%を占める農民を、一八八二年當時の四二・五%にまで増加せしめねばならないと主張してゐる。³²⁾

此の見地からナチスは後の農業綱領に於けるが如く、ドイツ經濟上に於ける農業の重要性を高調し、農民階級の健全な發達を要求してゐる。このことは先にナチスの構成分子の項に於て述べた如く、國民社會主義運動の中心勢力を構成するものが、本來中産階級と共にこれ

31) Hitler; a. a. a. O., S. 255.

32) Werner Sombart; Die Zukunft des Kapitalismus, S. 44.

ら農民であつたことから見れば當然であらう。

然らばナチスは具體的に如何なる農業對策を持つてゐるであらうか。一九三〇年五月六日ナチスは初めて其の農業綱領を發表した。それによれば、第一條、第二條及び第五條は大體に於てドイツ農民階級の重要性の主張であり、第三條、第四條が具體的對策である。故に此處には前記三ヶ條に關しては其の大要のみを紹介し、後の二ヶ條に付いてのみ其の全文を掲げよう。

第一條 ドイツ國民に對する農民及び農業の意義。

ドイツ國民は其の食糧品の極めて多くの部分を外國品の輸入に仰いでゐる。戦前には我々は此の輸入を、我が國の工業輸出品、商業の收入、及び在外資本によつて拂つて來た。然るに今や此の方法は戦敗の結果不可能になつた。

今日では我々は輸入食糧品を主として外資の借入れによつて支拂はねばならない。其の結

果ドイツ國民は漸次國際的金融支配者の奴隸的地位に墮しつゝある。現状が続くならば、ドイツ國民の財産は益々多く失はれるであらう。一度此の信用の途が梗塞され、食糧品の輸入が杜絶されるならば、食糧品の騰貴によつて、就中ドイツのプロレタリアートは口を糊することさへ困難になり、奴隸的な地位に甘んじて海外に出稼ぎを爲す必要に迫られるであらう。

此の奴隸化からの解放は、一にドイツ國民が自己の土地によつて需要を充し得る方法を講ずる外にはない。

しかるに國內市場に於てさへ、健全な農民は工業によつて甚だしく壓迫されつゝある。

我々はドイツ國家に對する農民階級の重要性を認めるのみならず、此の階級にこそドイツ民族更生の眞の源泉と、國防力の中心とを見出すのである。

生産力に富み、且つ人口増加に比例して數に於ても優勢な農民階級の維持は、全民族の幸福を意味するを以て、我々國民社會主義運動の重要な目標の一でなければならぬ。

第二條 現ドイツ國家に於ける農民階級の輕視。

農民階級の輕視の結果、現ドイツ國家に於ては、彼等の地位は經濟的に甚だしく脅かされてゐる。

經營資金の缺乏、利潤の減少による努力心の減退等によつて農業は漸次萎縮しつゝある。

更に農業が現代の如く不利になつた原因は、次の諸點に見出されるであらう。

- 1、農民租稅負擔の過重
- 2、保護關稅の不備
- 3、生産者と消費者との間の仲介業者の利益獨占
- 4、人造肥料、電力等のユダヤ的ユンツェルンによる暴利

これらの結果、農民は奴隸化し、父祖傳來の家、田畑を失ひつゝある。

かくの如くナチスは農民の國民經濟上占める高き地位の承認と、右の没落の原因とから次

の主要原則を擧げてゐる。以下其の全文である。

第三條 我々の企圖する將來の國家はドイツ土地法と

ドイツ土地政策との遂行を期すべきこと。

- 1、ドイツ國民の所有し、維持する土地は、全ドイツ國民の居住と生活維持との爲に存在す。故にドイツの土地は此の趣旨に従つて各所有者の管理すべきところとす。
- 2、ドイツ土地所有者は總てドイツ國民たることを要す。
- 3、ドイツ國民が合法的に取得したる土地は相続財産と見做す。但し此の所有權は全國民の幸福の爲にする土地利用の義務を伴ふ。此の義務遂行の監視は、總ての農民職業團體と政府との代表者によつて構成されたる職業階級裁判所の權限に屬す。
- 4、ドイツの土地は金融的投機の對象、及び所有者の不勞所得の源泉たらしむることを得ず。爾今土地の所有を爲す者は總て、自ら耕作するを要す。故に一切の土地賣買に

對し、國家は先買權を有す。國家又は國家に承認されたる農業組合は、農業に必要な資金を有利な條件を以て貸與す。土地を以て民間金融業者に對する抵當たらしむることを得ず。

5、ドイツの土地利用の代償として、土地所有者は其の範圍と性質とに應じて決定されたる納稅義務を有す。此の土地收益稅に基き、農地及び農事經營に關する他の一切の國稅を廢止す。

6、農業經營規模の大小に關しては一定の規準を置かず。多數の中小自作農民の存在は、人口政策的見地より極めて重要なりと認む。但し大規模經營と雖も特殊な任務を有するを以て、中小經營との圓滿な關係を維持せざるべからず。

7、土地相續權は總括的相續法を以て、所有地の分割、經營上の債務負擔禁止の制限を受く。

- 8、國家は左の場合に一定の賠償による土地沒收の權利を有す。
 - a、ドイツ國民の所有に非ざる土地。
 - b、當該職業階級裁判所の判決に基き、所有者の無責任にして誤れる經營により國民の幸福に資せずと見做されたる土地。
 - c、所有者自ら經營せざる大農地にして、自由なる農民移住の目的に供せられたる土地の一部。
 - d、國民全體の幸福を目的とする國家的事業（例へば交通路の開発、國民施設等）の爲に必要な土地。不法に（ドイツ國法の意味に於ける）取得されたる土地は無償を以て沒收す。
 - 9、國家は支配し得るに至れる領土に對し、人口政策的立場を以てする計畫的移住を任務とすべし。かゝる土地は自家經營を爲し得ることを條件として、移住者に對し相續財産として分與す。

右の土地を分與さるべき者は、國籍並に職業上の資格を標準として選擇す。農民の相續權なき子弟（七参照）は特に考慮さる。

最も重要なるは東部國境移住なり。但し此の移住を實現するには、單に農地開發のみならず、該地方に於ける商業都市の發達並に諸工業の新興に俟たざるべからず。かくて初めて新設中小農業者の生活保證たる販賣策は解決さる。ドイツ人口増加による大規模の扶養地並に移住地の創設は外交政策の任務なり。

第四條 農民階級の經濟的文化的向上を期す。

國家は農民階級の全國民に對する重要性を認め、其の經濟的文化的向上を計り、以て農地放棄の最大原因を除去すべし。

- 1、爾今農民の窮迫を、租税の組織其の方法を以て緩和すべし。貸金資本に對する利率を戦前の標準まで合法的に引下げ、暴利の嚴重なる制限によつて、農業に對する

將來の負債を阻止すべし。

2、國家は農業をして有利な産業たらしむるが如き對策を講ずべし。

國內農産物は關稅、輸入の國家的統制、適切なる國民教育によつて保護すべし。農産物の價格決定は投機によらしめず、且つ大取引業者による農民の搾取を禁壓すべし。國家は農業組合による農産物販賣實施を促進す。

農業の職業階級團體は農産物の原價を輕減し、生産を増加するが如き方策を考究すべし。(農具、肥料、種苗、種家畜等の有利な條件による交付、地質の改良、害虫の驅除、無料農業相談、土地の化學的検査等。)此の任務遂行の爲、國家は職業階級諸團體に援助を與ふ。特に國家は人造肥料と電力との低廉を期すべし。

3、職業階級諸團體は、社會正義に基ける労働契約により農業労働者團體と、農業團體との密接なる關聯を期すべき義務を負ふ。國家は監視權と最高決定權とを有す。勤勉なる農業労働者には移住民たる權利を與ふ。

農業全體の状態改善に伴ひ、住宅の必要なる改善、農業労働者の賃銀引上げは、急速且つ確實に實現さる。國內農業労働者の状態改善、及び農地放棄の禁止により、外人農業労働者使用の必要は消滅すべく、随つて將來其の使用を禁止す。

4、國民に對する農民階級の重要性は、國家並に職業階級團體による専門教育、及び農村文化の復興によつて促進さる。(農村青年寄宿舎、無資産にして才能ある農村青年に對する農業高等専門教育の授與。)

次に第五條に於ては今一度農業の重要性と其の救済の必要とを力説してゐる。曰く、職業階級團體のみを以てしては、未だ農民を徹底的に救済するには不充分であつて、これが實現は一に國民社會主義運動の政治的運動に俟たねばならない。

現代の農民の窮迫はドイツ國民全體の窮迫の一原因である。ある一部の階級のみがドイツ全體の運命から脱出することは不可能であり、随つて農村も都市も相共に助け合はねばなら

ない。故に農業階級團體は他の經濟的階級團體と一丸となつて職業階級組織を構成して、ドイツ全體の經濟的繁榮を計ると共に、政治的にも從來の奴隸化から解放されねばならない。³³⁾

以上がナチスの農業對策の要旨である。其の最も顯著な點は、土地の所有と相続との承認であるが、このことは綱領に於ても一般財産制の私有を認めてゐることの當然の結果である。第二に東部國境に於ける移住地の開發、及び殖民地の獲得はナチスの外交政策にも現はれてゐるところであり、これによつて自給自足の原則を實現せんとしてゐる。其の他右の綱領に見る如く國家が極めて多くの施設を爲すべきことを主張してゐるが、經營そのものについては大體に於て個人の自由な活動に任すかのやうである。

第五節 労働問題

ドイツ労働者は一八九〇年社會主義鎮壓法の廢止以來、頓に發達し來つた労働組合運動と共に、漸次其の勢力を増大するに至つた。

殊に革命以後のドイツ經濟界の混亂、世界的不況の影響、及びこれが切抜策としての産業合理化等による失業者の増加によつて、勞資の對立關係は益々尖鋭化し、労働爭議の頻發を見るに至つた。これを數字的に見れば、一九二四年には一・六一四件、二五年には一・五四一件、二六年には三三九件、二七年には七五九件、二八年には六九一件、二九年には四三一件、三〇年には三四五件にのぼり、更に三一年には確定的數字を缺ぐも、農村の窮迫による農業労働者爭議も加つて一層増加せることは確實である。其の中には數次のベルリン金屬労働者のゼネストを初め、二六年のハムブルグ海港労働者總罷業、三一年のルール地方鑛山労働者のストライキ等の如き大規模のものも含まれてゐた。

更に労働組合の現在（一九三〇年）の勢力を見れば左の通りである。

自由労働組合 四、七一六、五六九

キリスト教國民系 七六九、八六三

自由國民系 一九八、一七五

33) Hermann Schneider; Unser tägliche Brot, S. 26 ff.

共産黨系	六六、〇〇〇
サンチカリスト	一一一、八四六
革命派	七〇、八三五
經濟平和労働組合	
獨立労働者同盟	五、九四三、二八八
合計	

従來の觀念によれば、資本家と労働者との利害は絶対に對立するものであり、労働組合はこれが闘争の機關であつた。しかるにナチスの見解を以てすれば、かゝる階級感マルクシズムによつて誤られた偏見であり、勞資の闘争は國民經濟を害する以外に何物をも齎らすものではない。

ナチスは先に述べた如く、企業家に對しても「共同の精神」に基いて企業活動を爲すべきことを主張するが、同時に労働者も亦「私益に對する公益の優先」の原則に支配されるべきことを要求する。随つて個人は全體の幸福の爲にのみ働くべきものであり、労働者は企業家と共に國民經濟の繁榮によつて初めて彼自身の幸福をも發見することが出来るのである。此の

故にナチスにあつては、労働者の生活條件改善に對する個人的權利のみの主張は認められない。ブルジョア支配はマルクシズムの云ふ如く、プロレタリア獨裁に解消されるべきではなく、支配する者は眞に價値あり、價値を創造する國民の全體でなければならぬ。それ故にマルクシズムの云ふが如き階級の對立はあり得ない。此の點に於てシュパンも亦同様な見解を發表してゐる。曰く「經濟的階級なるものは統一的なものではない。大企業に於ける労働者自體の間に於ても、不熟練労働者、熟練労働者、有能な労働者等數多の階級に分たれる。更に農業労働者、小作人、手工業者等を初め、より高い精神的労働者たる技術家、官吏、支配人等の階級があるが、これらは決して經濟的階級ではない。……故に階級の分離が必然的に階級闘争を作ふと云ふことはマルクスの根本的な誤謬である。歴史をかゝる者として説くことは、恰も家族が、父、母、兄弟、姉妹の對立なりと説くのと同様な誤りである。多くの階級を一つの全體に綜合するところの、共通な統一的なものこそ、健全な社會の本質を爲すものなのである³⁴⁾」と。

34) Spann; a. a. O., S. 151 f.

ナチスの國家に於ては、假りに社會的共同戰線を張るべき餘地ありとすれば、それは企業家に對する勞働者のそれではなくして、共同の利益に結び付けられた企業家と勞働者との、金融資本家及び其の反國民的態度に對してある。かくて勞働者は最早單なる賃銀勞働者に非ずして「經濟の協力者」なのである。

しかしながらナチスは其の貴族主義的原則から、企業經營に於ても統一的命令權の存在を認め、經營上の民主主義を排斥する。此の場合勞働者の權利は如何にして主張されるか。ナチスは勞働組合の組織を認め、勞働者の職業及び利益を代表する機關として經濟會議に参加せしめる。即ち此の勞働組合を通して勞働者は正當な權利の主張を爲すことを得るのであるが、それは決して階級闘争の機關ではない。ヒットラーは云ふ「現代に於ては勞働組合は單に必要なるのみならず、國民の經濟生活上最も重要な制度の一である。しかしながら其の意味は單に社會政策的領域のみにあるのではなく、寧ろ一般國民政策的領域にある。何となれば正しい勞働組合運動によつて國民大衆は生活慾望を満たされるのみでなく、教育さへも授け

られ、其の生存闘争の爲の完全な抵抗力が強化されるからである。

就中勞働組合は將來の經濟會議乃至身分階級會議の基礎として必要である。……しかしながら此の中央經濟會議及び職業階級會議は、國民社會主義的制度であるが故に、その重要な細胞たる勞働組合も亦國民社會主義思想と意義とを持たなければならない。此の見地から國民社會主義運動は獨特な勞働組合活動の必要を認める。故に國民社會主義運動は單に理論を教へ、志氣を鼓舞するのみでなく、實際の日々の闘争によつて、國民全體の協同的構成要素としての企業家と勞働者と共に國民社會主義教育を授けねばならない。實に我々の運動は實際の闘争によつて個々の經濟的團體を教育し、それを廣い見地から統一することが出来るのである。此の前提がなければ、眞の國民共同體を組織せんとするも、それは空虚な幻影たるに終る。……此の故に國民社會主義運動は既存の勞働組合の觀念を其の儘に容認することなく、これら組合員大衆に將來の國民社會主義國家の構成員たり得る資格を養成するのである。……

國民社會主義的勞働組合は階級闘争の機關に非ずして、職業代表の機關である。國民社會主義國家にあつては「階級」なるものは存在せず、在るものは政治的には完全に平等な権利と平等な義務とを有する國民と、政治上完全に無權利な外國人とのみである。

國民社會主義的意味に於ける勞働組合は、從來の如く國民團體内部の一定の人間の團結を漸次一階級に變形せしめ、それを他の階級に對する闘争の機關たらしめることを以て任務とするものではない。……本來勞働組合は決して階級闘争の機關ではないが、マルクシズムによつて誤られたのである。マルクシズムが自由な獨立の民族國家の經濟的基礎の破壊、自由な國民の奴隸化によつてユダヤ的超國家的世界金融支配を實現する爲の武器たらしめたのである。

これに反して國民社會主義的勞働組合は、國民經濟參加者による一定範圍の有機的團體組織によつて國民經濟を擁護し、其の生産力を高め、他方に於て國民、國家を損ひ、最後には經濟そのものをも破壊するが如き一切の弊害を除去するものである。……

國民社會主義的企業家は國民經濟の繁榮が彼自身の物質的幸福を意味することを知らねばならない。

國民社會主義的勞働者は企業家の幸福と満足とが、彼等自身の經濟的存在と發展との前提たることを覺らねばならない。

國民社會主義的企業家と勞働者とは、共に全國民團體の使用人であり、³⁵⁾ 管理人である。以上によつてナチスは勞働問題の解決に當つても、個人主義思想に代へるに全體的觀念を植ゑ付け、物質的根據のみからでなしに倫理的立場から勞資の協調を計らんとするものであることが明らかになつた。隨つて一方に於ては飽くなき政治的賃銀要求に基く階級闘争を拒否すると同時に、他方では資本主義的搾取を排斥するのである。

第六節 失業問題

前節に於て述べた勞働問題に對するナチスの見解から、延いて失業問題に對する態度も容

35) Hitler; a. a. O., S. 672 ff.

易に觀取することが出来る。其の前に一應現在のドイツ失業者の状態を一瞥しやう。

ドイツ失業者数は現在約六百萬を超過してゐる。勿論此の數字には季節的變化、景氣變動によつて多少の増減はあるが、略々これに近いものが絶對的過剩勞働力として勞働市場に溢れてゐる。此處に其の理由を今少しく詳しく點檢せねばならない。

第一にそれは從業者數の絶對的增加の結果である。戦前の一九一三年に於ける勞働者數は一千八百五十萬であつたが、一九三一年には二千百七十萬に激増した。これらの中には、從來利子收入によつて生活してゐた者が、インフレーションの結果無資産となり、自ら街頭に食を求めらるる必要に迫られた者も少くない。しかしながら最も著しい現象は婦人從業者の増加であつて、戦前に比し約三百三十萬方の増加を示してゐる。今一つの原因は海外移民數の減少である。即ち舊ドイツ殖民地からは百五十萬のドイツ人が歸國したに反して、海外移住者は百十萬であつて、其の差四十萬は國內勞働市場に増加した。更に領土の割讓によつて、領土に於ては約一三パーセントを失つたが、人口に於ては六乃至七パーセントに過ぎなかつ

た。これらの結果はドイツ人口密度を高め、一九一四年には一平方キロメートルに付き人口一二五・三であつたが、一九二五年には一三四・二に上つた。

しかもこれら勞働力の増加に反して、ドイツ産業界の萎縮は益々勞働力を過剩にした。外國關稅障壁によるドイツ工業製品の輸出減少、農村不況による購買力の減退、及び不況打開策としての機械化、合理化の結果は益々失業者數を増大せしめる結果になつた。その結果失業者數は左の如く増加の傾向を辿つた。

一九二七年	二、四六〇、〇〇〇
一九二八年	一、八九六、〇〇〇
一九二九年	二、八五〇、〇〇〇
一九三〇年	三、二一七、〇〇〇
一九三一年	四、八九六、〇〇〇

更に一九三二年二月には六百十三萬と激増し、今や總勞働者の三分の一は失業者として街

頭に投げ出されたのである。此の中失業保險の支給を受ける者は三一・四パーセント、危機手当の支給を受ける者二六・六パーセント、公費の支給を受ける者二八・五パーセントであつて、現状を以てする時は其の總費用月額三億八千萬ライヒスマルク、即ち年額四十五億ライヒスマルクに達する。

此の數字のみを以てしても、失業對策はドイツに取つて焦眉の急を要する重大問題たることがわかるが、政府の必死の努力にも拘らず、未だ著しい効果を擧げることが出来ない。前ブリュニング内閣墜落の一原因も亦、此處にあつた。

此處に於てか我々はナチスの失業對策の問題に歸らねばならない。

前に述べた如くナチスは労働爭議を否定するが、他方に於て資本家が専ら個人的利益のみを追求することをも排斥し、單に利潤減少の故を以て直ちに労働者を解雇することをも禁止する。果して人件費節約が其の企業繼續の上に必要なりや否かの問題は總て經濟會議の決定するところである。其の結果労働者は一方的決定による失業を免るゝことが出来る。

同時にナチスは綱領第十一條に於て「不勞所得の廢止」を要求し、其の結果として一切の國民に労働の義務を課する。ナチスの失業對策に於て最も異色あるは、此の労働義務實現に關する案である。以下エーベルの所說に従つて述べやう。

第一に政府は特別の一省を設け、地理的状況に従つて各地方に監督官署を置く。各監督官署の下には約三萬人の労働者を擁し、これを十乃至十六の労働團體に分ち、此の労働團體は更に十二の小労働部隊に區分される。此の小労働部隊が一團となつて勞務に従事せしめられるのであるが、此の場合最大の問題は其の財源である。しかるにナチスによれば、此の問題は容易に解決される。現時の失業救済費用は年額平均一人當七百五十ライヒスマルクであるが、食費、被服費、宿泊費、小使、行政費をこめて八百五十マルクに増額する。此の額算出の基礎は舊軍隊の經驗に徴し、其の後の生計費の膨脹を斟酌したものである。

此の制度による労働は原則として一般の利益、又は國家的必要ある事業にのみ向けられる。即ち此の制度による他の個人的事業への影響を出来るだけ回避せんとするのである。

此の種の勞働による第一の對象は土地の改良である。ベツチヒャーの發表によれば、現在ドイツに於ける改良又は開墾を要する土地は左の通りである。

排水施設を要する土地	八、五〇〇、〇〇〇	ヘクタール
草原	二、〇〇〇、〇〇〇	
沼澤地(主としてウエルテムベルヒ)	一、九〇〇、〇〇〇	
荒蕪地(主としてオルデンブルグ)	六〇〇、〇〇〇	

第二は治水工事である。治水工事による國民經濟上の利益は、一九二六年一月及び六月二度の洪水の損害のみで二億ライヒスマルクに達した事實を見ればわかる。治水工事の恩恵に浴する土地は百萬ヘクタールに達する。

右の土地改良並に治水事業の外に、なほ各種の土木事業がある。例へば農業移住地の開墾、道路の開鑿等は相當永年の繼續的事業たり得る。³⁶⁾

以上の勞働義務制度による失業救済策の外、一時的對策として考へられてゐるものに住宅

36) Horst Ebel; Arbeitslosigkeit und Arbeitsbeschaffung, S. 133 ff.

の建築がある。このことはナチスの建築産業銀行設置案と關聯して極めて有效な失業救済案として推稱されてゐる。

エーベルによれば現在ドイツに於ける住宅の需要は六十萬乃至八十萬と評定されてゐるが、人口増加と結婚とによる住宅の需要増加は約二十萬に達する。故にナチスの唱道せるが如き建築産業銀行の創設によりて、建築資金難を緩和し、建築業の振興を計るならば、極めて多くの勞働力を消化することが出來ると云ふにある。

第二に現在ドイツ工業及び農業に従事せる外國人勞働者は約十萬に達するが、これを解雇してドイツ人失業者を代らしめることはナチスの綱領からも當然の要求である。³⁷⁾ しかしながらナチスの失業對策の中心は前述の勞働義務制度にあることは勿論である。

37) Ebel; a. a. O. S. 141 f.

第六章 國民社會主義とファッシズム

人或ひはナチスの強權主義乃至行動主義的な一面のみを目して、それが暴力團體に過ぎないと云ひ、其の國家主義的主張を以て其の反動性を云々し、其の理論に於ける矛盾を指摘して御都合主義、機會主義とけなす。同様な非難はイタリヤのファッシズムも亦等しく蒙るところである。かゝる見解を採る者はこれらの點に於てのみ兩者の類似點を求め、國民社會主義も亦ファッシズムと同一だと見做すのみならず、現代流れてゐるあらゆる國粹的な思潮は勿論、思想的に淺薄な行動的團體をさへも一括して甚だ無難作にファッシズムの名の下に包含せしめ勝ちである。

しかしながら一つの運動乃至思想を眺め、批判する時に、かゝる皮相な見地に立つことの誤りであることは云ふまでもない。

次に簡単に國民社會主義とファッシズムとを比較論評しやう。

國民社會主義とファッシズムとは同じであらうか？ 私は躊躇なくこれを類似のものだと斷言する。但しその所以は此の兩者が政策、主張を同じくする爲ではない。

もとより個々の政策、主張に於て甚だ多くの類似點を有することは明らかである。例へば此の兩者は私有財産制の基礎に立ち、個人の創意を認め、個人に廣い自由活動の範圍を残してゐる。ファッシスト政府によつて相續税の引下げが敢行されたと同じく、ナチスは相續税の廢止を主張する。政治的にも此の兩者は民主主義思想を退け、反議會主義的であり、獨裁政治を主張する。ファッシズムが其の賢良主義エリタによつて新しい貴族主義的立場を採らんとするに對して、國民社會主義は最善者の支配を要求する。前者のゾウチェ Duce の觀念は其の儘に、後者のフェウラーFeiler（指導者 Führer）の思想でもある。又は此の兩者は眞の鞏固な國家の建設を新時代に期待し、國民教育に熱心である。ムッソリニが教會と妥協した如く、ナチスは信教の自由を認める。

かくの如く國民社會主義とファッシズムとの間に政策、主張の類似點は數限りなく求められる。しかしながらこれらは二次的な類似に過ぎない。假りにファッシズムが其の社會性を喪失して、完全な金權政治に墮し、ナチスが反對により社會化的傾向を示すに至つたとしても、其の本質的類似は失はれない。

兩者の本質的類似は寧ろ其の思想的方面に求めねばならない。

國民社會主義もファッシズムも浪漫主義の復活である。勿論ドイツとイタリアとの國民性、歴史的地理的條件等の制約を受けて、其の復興の形式に於ては多少の相違があるだらう。しかしながら浪漫主義の社會觀は等しく兩者に傳へられた。かくて社會國家を個人の自由意志による原子的な連帶と見做す、自由主義、個人主義の反動としての國民社會主義及びファッシズムの有機的社會觀が生れた。隨つて其の思想は普遍主義的であり、精神主義的であつて、其の國家觀經濟觀には極めて多くの倫理的要素が加味されてゐる。彼等にあつては個人は全體の爲に存在するのであつて、其の逆であつてはならない。ファッシズムが從來の利己的な

經濟人の概念に代ふるに組合人の概念を以てした如く、國民社會主義は「私益に對する公益の優先」を以て最高の經濟原則と認める。社會の有機的關聯の主張からはイタリアの組合國家制度とナチスの身分階級國家思想とが生れた。感情主義、現實主義は此の兩者を民族的國家主義に導いた。彼等にあつては百の理論よりも一つの實行である。國際主義の理想は民族、國家の對立てふ現實の前には果敢ない幻影である。此の故に國民社會主義もファッシズムも階級的な横の連帶を退けて、何よりも民族を單位とする鞏固な國家を建設せんとする。

かゝる同一の思想的根柢から其の運動に於ても同一の主張の現はれることは當然である。しかしながら何故かゝる類似の運動が、特にイタリアとドイツとに、しかも殆んど時を同じくして現はれたのであらうか？

第一にそれは歴史的事情に基く。イタリアとドイツとは嘗て神聖ローマ帝國の二大支柱であつた。此の二國はナポレオン支配の下に分立主義に悩み、其の國民的統一は其後も久しく遂げられなかつた。此の國家的統一が二人の偉大な政治家、即ちイタリアに於てはカヴール、

ドイツに於てはビスマークの出現によつて初めて達せられた點まで軌を一にする。更に此の兩國には統一された瞬間に於て早くもインターナショナルな思想が醸成され始めてゐた。

以上の類似の歴史的事情は、更に相似た國民性を生んだ。勿論ラテン民族としてのイタリア人とゲルマン民族としてのドイツ人との間には見落し難い先天的國民性の相違があるだらう。しかし彼等は共に、幾度か他民族に襲はれ、他國の壓迫を受け、其の國土が荒廢せしめられたことさへ一再に止まらなかつた。其の結果彼等は民族的感情が強く、愛國心が熾烈であつた。彼等は又民族的自負心に富んでゐる。イタリアに取つてはローマ帝國の最盛期のみが唯一の歴史の偉大な現實であると共に、今日のイタリア人こそは此のローマ帝國の眞の後繼者であり、地上のあらゆる文化の源泉であると誇るに對して、ドイツ人は哲學に於てカント、ヘーゲル、文學に於てゲーテ、シルラー、音樂に於てベトーヴェンを産んだドイツ民族こそ世界に冠たるべき民族だと主張する。

彼等は又英雄主義的である。ガリバルデーやカヴールがイタリア國民崇敬的である如く、フリードリッヒ大王やビスマルクはドイツ人に取つて永遠の偶像である。かくてドイツ

に權力主義の詩人ニーチエがあれば、イタリアには愛國的情熱の詩人ダヌンチョがある。第三には戦争直後に於ける社會的情勢の類似である。戦後のイタリア國民の間には、四年間の殘虐な戦争による唯一の成果たる土地までが奪はれたといふ憤激の念が高まつた。イタリアの過去の榮譽を物語る様々の都邑、建築物、記念碑を持つダルマチヤの奪回さへも許されなかつたことを憤つた。一方に於て戦地からの歸還兵を迎へたものは失業であつた。更にインフレーションによる物價高と失業とは下層階級を尖鋭化せしめた。ストライキの頻發と社會黨の進出、其の間に於ける極左共産分子の策動、等によつて國民一般の生活は極度に脅かされた。かくて一九一九年乃至二〇年のイタリア社會の混亂状態は、戦敗國ドイツのそれをも彷彿せしめる位であり、國家は正に革命の一步前にあつたのである。しかも議會は徒らに騒擾を續け、政府は有效な對策を講じ得ず、最早民心を繋ぐべき何物も持たなかつた。

以上の如き類似の歴史的社會的背景との下にファッシズムと國民社會主義とが、酷似せる

相貌を以て生れたことに少しも不思議はない。

誠にファッシズムと國民社會主義とは時代の双生兒であると云へやう。

とは云へ屢々言はれてゐる如く、國民社會主義は斷じてファッシズムの模倣ではない。勿論ナチスは其の政策に於ては先輩ファッシズムから學び、汲むところが多かつたであらう。しかしながらファッシズムと國民社會主義とは類似ではあるが、嚴密には同一ではない。嘗てムッソリニは云つた「吾人は外國にファッシズムを輸出せず」と。實にファッシズムは輸出品ではない、模倣は許されない。抽象的に云へばファッシズムは飽くまでもイタリア的であり、國民社會主義は飽くまでもドイツ的である。特殊な國民性、歴史的社會的事情から獨特なファッシズム的形態が生ずるのである。

以上によつて國民社會主義とファッシズムとの類似點を述べたが、此處に相當重要な相違がある。即ち民族的主張の程度の相違である。ファッシズムも其の初期に於てはダヌンチョのイルレデンチズム運動と結び付き、國民主義者と同盟し、其の民族主義的色彩は相當濃厚

であつた。しかしそれはイタリアの種族的組成、其の他の理由によつて漸次稀薄になつた。

これに反してナチスにあつては純血の主張が甚だ熾烈であつて、其の要求する國家は同一の血統によつてつながれた血族乃至種族國家でなければならぬ。此の點から必然的にナチスの反セミチズム思想が生ずるのであるが、ファッシズムには最初から此の要求はなかつた。

例へばファッシズム運動の初期に於て要職にあつたフィンチ、マルゲリータ・サルファッチ、其の夫サルファッチ・ミラノ、オリヴェイエル・オリヴェッチ等は何れもユダヤ系であつた。

とは云へ今日絶対に純粹な人種存在は考へられず、隨つて此の唯一の相違も亦、程度の差と云ふ外はあるまい。

ムッソリニがファッシスト團體を組織したのは一九一九年三月であり、ヒットラーがナチスの母體ドイツ労働黨に加入したのはそれから半年も隔つてゐない。しかもファッシストの歴史的なローマ進軍は其の僅か三年後であつたが、ナチスは政黨としては類例なき躍進振り

を示し、現在ドイツ聯邦議會に於て第一黨の地位を占めてゐるとは云へ、未だ一度の政權をも握つてゐない。

我々は俄かに其の理由を發見するに苦しむ。勿論指導者としてのムツソリニとヒットラーとの經歷、手腕、人格の相異によるところもあらう。又其の陣營内に於ける人材の多少もあらう。しかしながら其の最大の原因は兩者の運動の背景を爲すところの社會的政治的事情に求められるであらう。

イタリアに於ては工業の進歩は遙かにドイツよりも遅れ、労働者は數に於ても少く、それ程尖鋭化してゐない。且つ無産階級に於て多數を占める者は、寧ろ保守的な小作人である。それ故に工場占領の如きでさへも純然たる政治闘争にまでは發展しなかつた。ファッシズム擡頭以前イタリア社會黨は二十萬の黨員を擁し、二百萬の労働組合員を支配し、議會に於ても一大勢力を形勢してゐた。しかし彼等は概して日和見主義的であり、怯懦であり、識見を缺いでゐた。イタリア人であり、且つ反ファッシストたるカルロ・スフォルツァは當時

のイタリア社會黨に次の如き批評を加へてゐる。「イタリア社會黨は結局個人の眞の幸福を考へず、徒らに空虚な祈禱のみを繰返す宗教團體と同じく、マルクシズムの信條の反復を以て業としてゐた爲に其の生活力を失つた。：若しも此のイタリア社會黨に道德心の高い指導者があつたならば、なほ其の使命は續いてゐたであらう。然るに彼等は死滅した理論を固執して、自由と民主主義との爲に戦ふべき時期を空費した。」

此の社會黨の無力はムツソリニの獨裁を容易ならしめた。

これに反してドイツ労働者は一度革命の焰をくゞつて來た。従つて社會民主黨は國民大衆、就中プロシヤを中心とする北方工業地帯に根深い勢力を張ると共に、他方には共產黨は労働者の尖鋭分子を其の旗下に集めることが出來た。加ふるにロシヤとの地理的距離の近さは、共產主義思想の宣傳を容易ならしめた。此の故にドイツに於ては社會民主主義の凋落は左右兩極の對立の餘地を残す。かくてドイツ共產黨はナチス以外に選舉毎に其の勢力を増大する唯一の政黨として残つてゐるのである。

1) Graf Carlo Sforza ; Europäische Diktaturen, S. 139 f.

スフォルツァは更にドイツが左右兩極の間を彷徨せる理由をドイツ國民性の缺陷に歸してゐる。彼は云ふ「ドイツ人は一時代に二つの明らかな途が與へられてゐる場合、其の一つを選ぶ能力を缺いてゐる。例へば宗教改革の時代に他の諸國は何れもカトリックかプロテスタントかに奔つたが、ドイツでは此の二つが共に混合した²⁾」

全部の眞理を貫いてゐないとしても、玩味すべき言葉である。

2) Sforza ; a. a. O., S. 140.

後記

本書を草してから出版の運びに至るまでの短期間に、ドイツ政界は更に一つの轉換を見せた。シュライヘル内閣が一般の期待に反して脆くも倒れ、ヒットラーを首班とする國民政府が實現したことがこれである。それ故に次に簡単に其の間の經過を辿つて本文を補足しやう。

×

×

×

ドイツの現下の混亂に對する一半の責任は社會民主主義的政策にあつたことは前に説いた。そして右顧左眄する無力なブリュニング政府の姿こそ、此の政策を續行せんとする最後の足掻きであつた。シャハトは云ふ、「最早我が國には補ふべき經濟的資源を涸渇して了つたといふ事實こそ、現時の如き救ひ難い状態に導いた原因である。不幸にもブリュニング政府も亦、最後の經濟的餘力を國民から奪ひ去つたとの非難を免れることは出来ない。今や我が國に残された唯一の餘力は、これまで放置され、看過されたドイツ國民の國民的、生活意思のみである。」

ドイツ經濟の恢復を國民の協力に求めんとする此の氣持は、今やドイツの輿論になつた。此の要望に答へる爲バーベン政府の採つた政策は「十二月經濟振興策」として、屢々雜誌その他によつて紹介されたが故に、此處には其の詳説を省くが、其の要點は、一、社會保險支給率の切下げ、二、租稅負擔の輕減、三、公定貨銀の引下げの三點にあつて、從來の政策との著るしい對蹠が目立つてゐる。

過ぐる十一月六日の總選舉の結果、バーベンに代つて宰相の印綬を帯びたシュライヘルは、過去の經歷から見ても當然右の政策を踏襲強化すべき筈であつた。否、寧ろドイツ國民は「鐵の人」の再現をシュライヘルに於て見んとしたのである。しかるにシュライヘルの政策は、要するにブリュニングへの逆戻りをしか意味しなかつた。妥協政策や怯懦な社會政策が何の反應をも示さないことは、過去十四年間の長い實驗によつて試験済みになつてゐた筈である。ドイツを今日の窮乏から救ふものは、國民的感情によつて結ばれた強力政府以外にはない。ハルツブルグ戰線を中心とする新政府出現の意義は其處にある。

本年一月二十九日組閣された此の新國民政府は、國民の信認を問ふ爲に直ちに議會を解散し、次いで三月五日緊張裡に總選舉が行はれたが、左の如く政府派の壓倒的勝利に歸した。

政府派	國民社會黨	二八八
	國權黨	五二
	ドイツ人民黨	七
計		三四七
反對派	社會民主黨	一一九
	共產黨	八一
	中央黨	七三
	バイエル人民黨	一九
	國家黨	六
計		三〇〇

新聞紙の傳へるところによれば、中央黨及びバイエル人民黨も亦ヒットラー政府に好意的援助を惜まずと云ふ。かくてナチス年來の主張たる獨裁實現の日も遠くはあるまい。

では我々は此の鞏固な基礎に立つヒットラー政府の下に、如何なる政策の實現を期待することが出来るであらうか。東部大農地方のユンカーを背景とするパーベン、及び重工業家の利益を代表するフーゲンベルグの政策と、大衆運動としてのナチスの主張との間には、可なりの逕庭が存在することは云ふまでもない。しかしドイツ經濟の恢復を鞏固な國民の協力の下に、國民の自己責任と個人の能力の發揮とによつて達せんとする點に於ては一致してゐる。此の國民的連帶の感情こそは、ヒットラーをして其の政策の遂行を容易ならしめるであらう。

事實、組閣早々の二月二日に發表された、新なる四ヶ年計畫の聲明には、ナチスの色彩がはつきりと現はれてゐる。其の要旨に云ふ――

「國民政府は我が國經濟恢復の大事業遂行の爲、次の二つの四ヶ年計畫を採用せんとする。即ち、

國民の扶養及び生活の基礎の維持を目的とする農民の救済。

失業に對する強制的總括的干涉によるドイツ失業者の救済。

十一月革命以來十四年間にドイツ農民は没落の淵に引き入れられた。

十四年間に失業群は増大せしめられた。國民政府は鐵の如き決心と、不屈不撓の精神とを以て次の計畫を實現せんとする。即ち、

四年間にドイツ農民を窮乏から救ひ、四年間に失業を徹底的に克服せねばならない。同時にこれが他のあらゆる經濟振興の前提である。國民政府は此の經濟救済の偉大な使命を有すると共に、他面には國家及び地方團體の行政並に財政改革の任務及び遂行を期する。此の目的を以て國家は最も鞏固な連帶的關係に立たなければならぬ。以上の計畫の核心を爲すものは、『勞働義務の觀念と移住政策』とである。……」

右の聲明に見られる如く、此の計畫の中心は農民の救済と失業者の一掃とにある。工業の偏重を退けて、自給自足を計らんとすることは、ナチス年來の主張であり、失業問題の解決を、

個人の依頼心を助長せしめる社會保險制度の濫用によらずして、強制労働制度と移住政策とによらんとすることは、既にナチスの綱領に明白に現はれてゐるところである。しかし右の計畫は抽象的であつて、これを如何にして實現するか、具體的内容が與へられてゐない。此の點からフランクフルター・ツァイツング紙は、此の聲明が「計畫に非ずして、檄文だ」と揶揄してゐる。しかしヒットラーは其の經綸を行ふ上に四ヶ年の歳月を要求して居り、したがつて慎重な審議の結果による具體的計畫の發表は他日に期待される譯である。

要するに全體主義的立場からする經濟の統制と自給自足へ、これがヒットラーの辿らんとする途であらう。

ナチス終

昭和八年四月一日印刷
 昭和八年四月十日發行

ナチス奥付
 定價金壹圓二拾錢


著者 長 守 善
 東京市京橋區京橋三ノ四

發行者 鈴木 利 貞
 東京市小石川區久堅町一〇八

印刷者 君 島 潔
 東京市小石川區久堅町一〇八

印刷所 共同印刷株式會社

發行所 東京市京橋區京橋三ノ四
 株式會社 日本評論社
 電話京橋(56)六一九一—
 振替 東京 一六(4)



21-4K-32

本日評論社刊行書

高橋清吾著 現代政治學全集 の政黨	蠟山政道著 現代政治學全集 の政黨	藤井 悌著 フアツシズム論	藤井 悌著 各國労働黨・共產黨・社會黨	松平齋光著 フランス政治思想史	石川三四郎著 社會主義運動史	土田杏村著 ユーロピア社會主義	新明正道著 獨逸社會學	F・レンツ著 小田垣光之輔譯 國家と社會	下村 宏著 日本の行くべき道	平 貞藏著 滿蒙移民問題
送料一五〇	送料一五〇	送料九六〇	送料二〇八〇	送料一三〇〇	送料〇〇六〇	送料〇七六〇	送料〇〇六〇	送料〇〇八〇	送料一〇二〇〇	送料一〇五〇〇

